

大阪府・大阪市特別区設置協議会

第7回協議会 議事録

日 時：平成 25 年 9 月 13 日(金) 13：30～17：55

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：浅田均会長、美延映夫副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、明石直樹委員、
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それではただ今から、第7回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。まず定足数についてであります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項どおり2分の1以上20名全員が出席いただいておりますので、定足数に達し会議が成立していることをまずご報告申し上げます。

それから委員のお手元に、知事、市長から大阪府市で共通して取り組んでいる戦略についてまとめたものを配布しておりますので、ご報告させていただきます。

それではまず協議に入らせていただきますが、本日の進め方などについて確認しておきたいと思います。前回大都市局のほうから大阪における大都市制度の制度設計、パッケージ案の資料説明がございました。本日はこのパッケージ案について知事市長案ということでございますので、知事市長および大都市局に加えまして、関係部局にもご出席をいただき質疑を行うことといたしております。質疑時間につきましては、代表者会議での合意に基づき、本日の質疑時間、240分の半分を均等に各会派に割り振り、残る半分の時間を各会派の議員数に応じて配分するという考えで計算した結果、各会派の持ち時間は、維新76分、公明50分、自民44分、民主・みらい37分、共産31分となっております。

また、今回の質疑のやりとりにつきましては、時間が限られておりますので、着座したまま発言するというで行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

加えまして本日は資料の事実確認等を行うということですので、適宜資料等を使って質問答弁を行うということで進めたいと思います。以上の進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(全員)

はい。

(浅田会長)

それでは、それでは順次質疑を始めたいと思います。発言される場合はいつも申し上げ

ておりますが、インターネット配信をいたしております関係から、マイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。委員につきましてはいつもどおり、挙手していただいた上で私のほうから指名してからマイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。

事務局と部局におきましては挙手して、職名と氏名を名乗った上で着座したままご発言いただければと思います。よろしくようお願い申し上げます。

それでは維新、吉村委員のほうからお願い申し上げます。

(吉村委員)

大阪維新の会、吉村でございます。私のほうから質疑をさせていただきます。まず8月9日の法定協議会で今回のパッケージプラン案、これが公表されまして府市再編に向けた大きな一歩、現実的な一歩が踏み出されたと思っております。

これまで大阪市が戦前から戦後、それから高度経済成長期にかけて成長都市として果たしてきた役割は大きいと思っております。しかしながら、大阪市の成長期が過ぎまして商業地域もそれから人口も大阪市域を越えて広がるというような状況で、世界では近隣でも上海であったりシンガポールなど都市間競争が進む中で、これまでの大阪府・大阪市の不幸せの構造で未来を見通せるのかという根本的な疑問がございます。

この疑問を解消するための統治機構改革、それが府市再編であって、大阪の経済・産業の発展については、新たな広域で一元化、集権化を図って強くするというふうに思っております。

他方で住民に身近な問題については、地域密着で解決できるように特別区に権限と財源を移譲して、分権化を図って身近な基礎自治を目指す必要があるというふうに思っております。

この集権化と分権化、これをキーワードとして大阪の統治機構改革をするのが府市再編の本質的な要請だというふうに思っております。

にもかかわらず今回のプランを公表されまして、新聞紙上で賑わうのは、「削減効果額が思ったより少なかった」とか、「市政改革効果が含まれる」とか、「含まれない」とか非常に矮小化した報道が大々的になされています。それではこの本質を見誤るというふうに思っております。

行政事務再編コストと効果を比較してどっちが得か損かという小さな話ではないというふうに思っております。

先日、東京では二度目のオリンピック招致を決めましたけれども、大阪ではオリンピックを招致しても、箸にも棒にもかからない弱小都市であると、これが世界の都市間競争に取り残されつつある大阪の現実であるというふうに思っております。このままの不幸せの状況では、50年たっても100年たっても大阪がオリンピックを招致できるような都市にはならない。今の目の前の利益だけじゃなくて、50年後100年後を見据えて、大阪

を世界で闘えるような都市にしたい。不幸せといった内輪の小さな議論でこのまま衰退させてはならぬという問題意識を我々としては頭の本質に置いております。

(吉村委員)
会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

それでは質疑に移ります。まず、市長に対して質疑したいと思います。今回のパッケージ案の効果については現在の市長と知事のもとで進められてる府市改革プランの効果額、職員体制の再編効果額などがその効果として示されております。

しかしながらこれら効果は一元化や合理化による行政経費の削減経費、あるいは二重行政回避による行政支出の抑制効果であって、民間経済であったり、雇用、投資の集中化によってもたらされるいわゆる外部経済効果については一切検討されていません。

中央大学の経済学部の教授で国会超党派の道州制懇談会有識者委員を兼任されてます佐々木信夫先生は新たな「日本のかたち」という著書の中で大阪の府市再編の統治機構の大改革が実現すれば大阪経済にとって少なく見積もっても年間3、4兆円の成長に寄与するのではないかとその著書で述べられております。

府市再編実現の効果というのは、有識者の意見を入れて深掘りすることが必要であると思っております。

この府市再編効果、府市再編による効果の見方やあり方、あるべき論について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(橋下委員)
会長。

(浅田会長)
橋下市長。

(橋下委員)

大阪都構想の議論がですね、ちょっと本質的な議論になっていないと思っていましてね、と言いますのは、統治機構の改革というのは組織の再編なんですけども、通常組織再編をやる時には単なる節約効果だけを議論するわけではありません。これもう企業経営者だったら、みんなこんなこと当然分かってるはずなんです。

通常はその企業体の、団体のですね、戦略、その戦略を実現するためにどのような組織が一番ふさわしいのかという視点で組織を再編します。霞ヶ関の省庁再編のときにも何が語られたかという単なる人件費削減効果とか節約効果なんていうことは語られていません。フロアを一緒にできるとかですね、間接部門を一つにできるとか、そういう意味での省庁再編ではなかったんですね。

国家戦略を実現するために霞ヶ関の行政機構はどうあるべきかという視点で、霞ヶ関の省庁再編が語られますし、また、最近の話であれば、国の出先機関改革ですね。広域連合のほうに整備局とか経済産業局とか、あれを移すという話も単なる節約効果だけの話ではありません。関西の、まさに関西において、国の出先機関が担っていたようなそういう仕事、これをどういうかたちで実行していくことが関西の戦略に沿うのかという視点で霞ヶ関の下で、各大臣の下で指揮命令を受けるのか。広域連合の下で指揮命令を受けたほうがいいのかどっちがいいのかという議論で出先機関改革の議論が進んでおります。

メディアのほうでですね、都構想を単なる組織の議論ばかりするなど。どういう大阪を目指していくのか、そこが一番重要じゃないかということを読売新聞はじめ、産経新聞の正論もそういう指摘をしてこられるんですけどもね、これはある意味ありがたい指摘であるんですけども、今日会長のほうから、提示と言いますか出してもらった資料、各委員のほうのお手元にいったるかと思えますけど、ここに大阪の成長戦略や観光戦略や国際化戦略、文化振興計画、全て今これ一部ですけども、これが大阪の今、戦略です。これを目指して大阪はですね進んでいこうと。ある意味、大阪の進むべき方向性というのはここに入っているわけですね。この戦略というものをもとに各行政の担当部局がそれぞれ行政計画を作っていきます。

ある意味、戦略というものは政治的に議会の皆さんと議論をした上で一定の方向性を示した。要はこの戦略を実現するのに、今の大阪府庁・大阪市役所という組織がいいのか。それとも大阪都構想という組織がいいのかそういう視点で語られなければいけないと思っています。

ですから、効果と言えは要はオリンピック招致も含めて、オリンピック招致なんていうのは、これはもう莫大な経済効果を生んでですね、これ、とんでもない東京一極集中が始まると思うんですけども、オリンピック招致一つ取ってもいいですよ。今までの大阪府や大阪市の関係だけで本当にオリンピック呼べるのかと。これ、絶対無理ですよ。で、しかもここに入っている、詰まっているですね、この戦略を実現するためにも、今のままの大阪府と大阪市のままがいいのか。そりゃ、やろうと思ったらできるのかも分からないけども、大阪都構想になったら、よりこの戦略を実現できるのではないかと。これが実現できれば、この成長戦略の中にも書いてるように、実質経済成長率は2%毎年上がっていくというそういう成長戦略の目標ですから、何兆円という話です。域内総生産ですね。

そこが効果であって、何も施設が二つあるものが一つにやっけていくら節約できるとか、人件費、ちょっと何百人か何千人か分かりませんが、人件費の削減効果がいくらだとか、

そんな議論をしてたら、この都構想の本質を見誤ると思います。

ですから、今日出された大阪の成長戦略というものを実現するために大阪という統治機構をどうすべきかという視点からしっかりと議論すべきだと思っています。だからそういう視点で今の大阪府・大阪市という体制のままがいいのか。都構想のほうがいいのか。そういう観点で、この大阪都構想の意義、効果というものをしっかりこれから説明、論証をしていきたいと思っています。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

今、こうして知事と市長が前に向き合って話すというのはこれまでの大阪の府市でもあったことがあるのかなと非常に思うのです。まさに今、大阪の府と市と一緒に新たな成長戦略をこうやって構築される中で、どういった統治機構が最もふさわしいのかという議論をする本当にこれが最初で最後のチャンスになるかもしれないなという今までの歴史を見る限りそういうふうに思っているわけでございます。不幸せというような揶揄されるようなことで、本当にいいのか、今我々がよくても、50年後100年後本当にこの体制でいいのかというのは、また検証されるそういう立場には我々はいると思いますので、しっかりそこはあるべき統治機構、目先の削減効果とか、そういうものではなくて、そこは本質的な議論が必要なんじゃないのかというふうに思っております。

続きまして、市長にはスケジュール感についてもうちょっと質問したいと思います。府市再編の現実の工程スケジュールでございますけれども、市長が平成26年秋ごろに住民投票を行って、それから27年4月に府市再編を実現するというお考えだと思います。この点は新聞紙上とかでは法改正、あるいはシステム改修に要する期間というのを考えると現実的には困難ではないかと、もっと時間を掛けるべきじゃないかという意見も耳にいたしますけれども、府市再編のスケジュールについてあらためて市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

27年4月というところでは変わりありません。ただ、これは吉村委員も弁護士、法律家であるので、ご存じかと思うのですけれども、法的な効果日と現実に物理的な執行が、執行といいますか、組織の体制が完璧に整う日というものがこれはやっぱり若干のずれが生じることも当然あるかと思えます。

ですから、まずは27年の4月、ここに大阪都構想、これが発足するということはもうこの目標としてはもう譲ることはできませんけれども、そこからシステムだとか、いろいろな体制面のことについては、当然そこは徐々に整えていくということは若干あるかも分かりません。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

これも事務局にお願いなんですけど、現実的な効果日、現実的には物理的な効果日のずれが生じる可能性があるというのは、これはそうかなというふうに思うのですけれども、その前提としてやはり法規制なんかもあると思えます。例えば、特別区がそれぞれ成立するとなれば、それぞれのシステムにおいてそれぞれ別の人格を持つことになるわけですから、今の法規制はそれを前提としないところがございまして、そういった法規制なんかについても、あらかじめ事前にある程度それを詰めていただきたいというふうに思うところでございます。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

もう一つ市長にお伺いしたいと思います。仮に府市再編がこのスケジュールに基づいて実現された場合のことについてなんですけれども、一部報道では府市再編でよく言われるのは大阪市がなくなるというようなことがよく言われるんですね。結局なくなるというのは何がなくなるのかなというのがちょっと根本的な疑問としてございまして、大阪にとっては初めての経験ですので、本当に不安というか、それが先行している。この協議会がその不安を払拭していくというのが当然その大きな役割ではあると思うのですけれども、なく

なるというのは何がなくなるのかなというのを根本的なところでいろいろ考えるところがあるんですけども、1943年、東京市と東京府、これが合体して合併して、今の東京都と特別区に分かれたという、そして今脈々と今まで続いているわけでございますけれども、じゃあその1943年、東京市と東京府が合体して、東京市の何がなくなったのかなというのを今、振り返って考えればちょっとなかなかそこは私の中では思いつくのがないんですね。

これは裏を返せば今回のこの府市再編にもつながるのかなと。もちろん実現性とか、細かなお金の部分とか詰めるところは当然あるとしても、そういう長い目で見たとき、果たして何がなくなるのかというのは非常に私の中ではまだ解がないという状況でございます。けれども、報道では「なくなる。なくなる」と言われているんですけども、このあたりについて市長のご見解というか、ご認識をお伺いしたいと思います。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

これは吉村委員が今言われたとおり、1943年で東京市はなくなりました。それまでは東京府と東京市だったんですね。吉村委員が言われるように、これは大阪においては初めての体験ですから、不安と言いますか、どうなるんだろうという、そういうことで「大阪がなくなる」とか、「大阪市がなくなる」とか、「歴史や伝統がなくなる。地域がなくなる」という「なくなるなくなる」という大合唱で、ずっとこれ反対派の人は言われてますけども、やっぱり歴史を振り返って、どうなったのかと。東京の歴史を見て一体どういうものがなくなったのかということを考えなければいけないと思います。

1943年東京市でなくなって、なくなったものといえば「東京市」という名前と東京市役所、東京市長というポジション、東京市議会というポジション、それだけです。名前はこれは大阪都構想においては、名前を残すことはいくらでも可能です。これは新しい区を設置するとき、「大阪」という名前を入れていくというのは可能ですから、名前を残すなんていうことはいくらでも可能です。

役所については大阪市役所はなくなりますけれども、これは役所の衣替えで、新しい大阪都と新しい大阪市内に設置される区役所に役所は衣替えします。そして一番問題なのは、大阪市長と大阪市議会議員がいなくなるというそれだけなんです。職員も今の大阪市の職員は、これは大阪都庁の職員か大阪市内に設置される区役所の職員になりますから、職員は今のままです。

結局なくなるのは市長、市議会議員というだけです。僕はかえって反対の人たちに何がなくなるのか。この市長と市議会議員以外に何がなくなるのかを言ってもらいたいですね。東京市において、今、これは東京都になって、東京都民のシティープライドはもう世界最高潮に達してますね。東京市がなくなって、東京の歴史や伝統がなくなったかということそんなことはありません。

むしろ大阪なんかよりも歴史と伝統が続いているものがたくさんあります。東京の伝統のほうがむしろ栄えていることがたくさんあります。地域コミュニティが東京市がなくなって、なくなったかと言えば、そうではなくて、東京23区内の地域コミュニティ、むしろ活発化しています。ですから東京市がなくなって、何がなくなったのかということをやっぴり明確に反対論の人たちは言うていただかなければいけないと思います。

これは歴史を振り返ってみて、東京市がなくなって東京で一体何がなくなったのか。僕が今見つけられる解は、大阪市長と大阪市議会議員だけがなくなったと。名前も東京市という名前もなくなりましたから、これは名前のことですから、いくらでも残すことは可能です。歴史や伝統、地域コミュニティ、そういうものは一切東京市がなくなっても東京においてはなくなっておりません。むしろ、得られたもののほうが多くて、東京都に変わったことによって、シティープライド、本当にすごいシティープライドを得ることができていると思います。

今70年経って、1943年で東京市がなくなって、今70年目ですけども、東京市にノスタルジーを感じている人はその当時の東京市議会議員の子孫の方ぐらいじゃないでしょうかね。「やっぱり東京市議会議員残しておいてもらったら、俺たちの権限が残ってたのに」とか、「東京市議会議員として偉そうにできたのに」ということで、東京市議会議員の子孫だけは、東京市にノスタルジーを感じているのかもわかりませんが、ほかの東京都民は東京市にノスタルジーを何も感じずに東京都民として、世界に誇れる東京都民ということで、すごい生きがいを感じているのではないのでしょうか。

ですから、東京市がなくなって何がなくなったのかをやっぴりそこを言わないと、「なくなる。なくなる」の話をして、非常にこれは大阪市民、大阪府民をだますそういう議論になるかと思っています。

(吉村委員)
会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

今の先ほどの市長の話を受けてですけど、市長と市議会議員がなくなるということを強

調されておられます。ただ、新たな都市の再編、統治機構の再編のあり方ですので、新たに特別区、これが分権化としてできるわけでございますので、特別区の議会の議員もできるわけでございますので、新たな府、都で、都庁であれば都知事ができますし、都議会議員というのができる。そういう意味で、何かなくなるということと存在を否定されてしまうような、そんな言われ方が若干あれですけど、そここのところは結局議員の再編でもあるのかなというのが確かにあるのはあるのですけれども、それは今のかたちではなくなるとしても、新たなあるべき議論として、そこには当然、区庁も区議会議員もできる。そして身近なところで住民自治を実現していくということになるのかなというふうにも思っております。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

次に知事にお聞きしたいと思います。今回のパッケージ案が公表されまして、このパッケージ案は行政職の方々が作ったパッケージ案ということでございますけれども、これで示されている効果、その効果については先ほど市長と議論させてもらいましたけれども、この案の中で示されている効果というところを見ても、約1,000億円という継続効果があるというふうに案となっております。

これだけ見てもかなり大きなものだなというふうに私自身は思っておりますし、先ほど申し上げたとおりこのパッケージ案では、正確には検討されていないいわゆる経済効果のようなものもあるのではないかなというふうにも思っております。今回のこのプランを踏まえて、知事は府市再編の効果についてどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

(松井委員)

会長。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

先ほど市長の答弁、市長からの話にもありましたけれども、この府市再編、都構想というのはまさに現状の財政効果、それだけではなくて、一緒になることでの経済効果、この部分が非常に大きい。先ほどの市長からの答弁の中でもありましたけれども、学者さんでは3兆円4兆円という経済効果も出るんじゃないかということも言われております。今、現在、

大阪府・大阪市で一緒になりまして、いろいろと事業を統合することによって、現在出てきている効果額だけで約年間1,000億円。これが違うそういう行政機構に作り替えるわけですから、そのコストももちろん必要となります。ただそのコストを使っても、余りあるものが今の時点でも、もう効果として出ていると、そういうふうに僕は考えています。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

その効果のところなんですけれども、やはり今まで府市再編が不幸せと揶揄されるようなことというのは、別に大阪市に前から言われていることだと思うんです。これはやっぱり理由があるからそう言われるわけだと思っておりますし、成長期に向けて大阪が本当に大都市としての役割を果たしてきたというのは間違いないと思うのですが、よく成長都市から成熟都市へと言われることもございますけれども、今後やっぱり50年後100年後の都市のあり方というのは、本当に考えていかないといけないというふうに思いますし、それは共産圏がなくなってきて、上海とか中国も都市として強くなっていく中で、やっぱり大阪だけが取り残されているという現実も私も大阪市民の1人として感じますし、そこはやっぱりなんとか強い大阪を実現したいというふうに思いますし、基礎自治の分野では、それぞれの区役所に権限がある区役所を実現したいと。それが府市再編のあるべき姿なのかなというふうに思っております。削減効果のどちらかという損かという、今の利益、もちろんこのプランが実現可能かというそれは当然検証しなきゃならないのですが、そこは検証するとして、本来あるべき論というのは、頭の隅に置かないといけないのかなというふうに思っております。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

続きましてちょっと個別論に入りますけれども、まず事務分担についてお聞きいたします。今回のプラン案では、特別区、これが中核市並みの権限を基本として住民に身近なものについては、指定都市権限、それから都道府県権限、東京特別区にない権限も担うというのはこれは新たなかたちとして画期的なものであるというふうに評価しております。

現在のプラン案では、現在の大阪市のいわゆる出先区役所での事務数228あるわけで

ございますけれども、これが特別区役所の事務としては1676。228から1676と
いうこと的大幅拡大と、7倍以上の事務数の増加になっております。これは住民の側から
見れば、これまで住民が現在の出先区役所で受けている事務数でいうと7倍以上のサービ
スをいわゆる特別区役所で受けることができるというのではないかなというふうに思っ
ておるんですけれども、その内容と考え方をお伺いします。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局事務事業調整担当課長、片岡でございます。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。新たな大都市制度の下では住民に身近な基礎自治体において、住民
に身近な事務を総合的に担えるよう特別区を中核市並みの権限を有する基礎自治体と現在
大阪市で実施している事務のうち、中核市、特例市、一般市権限の事務を担うことを基本
としつつ政令指定都市権限、都道府県権限、東京都の特別区にない権限であっても、住民
に身近な事務については特別区が担うこととしたところでございます。

具体的には、政令指定都市事務については、例えば中核市への権限移譲が議論されてい
るなど住民に身近な事務である児童相談所や小中学校の教職員人事権については国に先駆
けて、特別区に仕分けしたところでございます。

そのほか身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所や発達障がい者支援などに
つきましても特別区が担うこととし、きめ細やかな福祉・教育行政の展開が図れるものと
考えております。

都道府県権限につきましてもは旅券発給における窓口事務等を住民利便性の確保の観点か
ら特別区が担うことといたしております。

また東京都の権限である都市計画用途地域の決定等の事務などにつきましては法定協議
会でのご議論を踏まえ、地域の実情を踏まえ、きめ細やかなまちづくりを実施する観点か
ら、特別区に実施することで整理したところでございます。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

もちろんこの事務は現在の大阪市でもやっているわけでもございますので、ただそこを分権化を図ると。いわゆる出先区役所でどこまでできるのかというところからすると、やっぱり地域に密着して、権限がある特別区役所を実現するということは今回の案を見ても、評価できるのかなというふうに思っております。

その新たな特別区役所でその権限の中で、住民に身近なところを割り振っていくという構想でございますので、そのエリアで選任された選挙によって選ばれた区長と区議会議員がその範囲のことについて決定していくというのは、今までの大阪市ではないかたちなのかなというふうに思っております。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

そしてこのいわゆる府市再編の事務分担についての反対の意見の中に、もしこの府市再編になれば、住民が受けることができる行政のサービスレベルが低下するんじゃないかというご指摘もあります。

現在のパッケージプラン案を仮に実行したとすればですけれども、現在の政令市としての大阪市が住民に提供しているサービスと比較してサービスレベルが低下するのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長の片岡でございます。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

新たな大都市制度におきましては、広域自治体と特別区の役割分担を明確にし、それぞれが役割分担に応じた行政サービスを住民に効果的に提供していくこととしており、大阪市の下で実施していた住民サービスにつきましては、広域自治体または特別区のいずれかが担うことになるところでございます。

一方、特別区におきましては、先ほどご答弁いたしましたとおり様々な事務、権能を有することとしており、公選の区長と議会の下、福祉、保健などの住民に身近なサービスを総合的に提供するとともに地域住民の声やニーズを区長自らが把握し、地域の実情に応じた特色ある施策を迅速に展開し、自主的自立的な行政運営を行う基礎自治体の確立が可能

となると考えているところでございます。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

これまで大阪市の下で実施されていた住民サービスについては、広域自治体または特別区のいずれかが担うことになるということでございますので、まさにここは役割分担の議論なのかなというふうに思っております。つまりサービスレベルが低下するということはないというふうに今の答弁でお聞きしたというふうに思っております。自主自立的な運営を特別区で行うということと理解いたしました。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

続きまして職員体制についてなんですけれども、人員の配置数についていま一度、事務局に確認したいというふうに思います。現在のパッケージ案では、現在の大阪市大阪府の職員数と比較して、職員数の削減を図ることができるのかどうか。あるいは府市再編によって、職員数は増加するのか。もし現在の府市と比べて、職員数のスリム化が認められるのであれば、どの程度を予測しているのかをお伺いしたいと思います。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。府市大都市局組織体制担当課長小林でございます。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。新たな事務分担に応じた最適な職員体制を構築すべく新たな広域自治体では、全国トップクラスのスリムな職員体制を目指し、特別区については中核市の職員体制をモデルとして、スリムで効率的な職員体制を目指すことといたしました。具体的な職員数についてでございますが、平成24年度時点の府市職員数の総計は2万9,89

8人でございますが、これに対し今回の7区案では試案1・2とも標準の配置数案の府市総計で約2万8,100人としており、いずれも1,800人程度の削減となると見込んでおります。

また、同じく5区案の試案3・4では、標準の配置数案を府市総計でいずれも2万6,359人といたしております、3,500人程度の削減になると見込んでおるところでございます。

なお実際には公選区長のマネジメントにより、人員配置が行われることからそれぞれ標準の配置数案と併せて、配置数の裁量範囲の案も示しているところでございます。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

今回の府市再編で先ほどのご答弁ですと、7区案では1,800人。5区案では3,500人のスリム化を実現することができるということでございます。これは当然時間軸も含めてということだとは思いますが、見通せばかなりのスリム化が可能になるのかなというふうに思っております。過剰な職員を抱えるのではなくて、当然スリムでかつ効果的な職員体制を目指すべきではないのかなというふうに思っております。

将来的に先ほどのようなスリム化、それが可能だとしても、現在のプラン案の再編当初の話です。再編当初の話は行政職員と現業職員のアンバランスが課題になると。そして、現業職員が余るということでありますけれども、何故そういった事態になるのか。疑問に思います。府市再編を機にこれまで不十分であった現業職員改革、これも機に押し進めていくべきじゃないのかなというふうにも思っております。

現在のプラン案では退職不補充を前提にしていると思っておりますけれども、積極的な職変であったりとか明らかに仕事がないということであれば、退職勧奨も含めて、府市再編の時点でのさらなる取り組みを進めるべきじゃないかというふうに思っております。その点について事務局の見解をお聞きしたいと思います。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。府市再編を機に改革をさらに推し進めるにあたって、委員ご提案の退職勧奨ということも有力な手法であると思っております。府市再編後は新たな広域自治体及び各特別区の全ての自治体におきましてさらなる取り組みについて判断すべきことと考えております。そのため今回の制度設計については、その点については加味していないということでございます。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

新たな広域、各特別区の判断を尊重するということが、それは当然その新たな区長であったり区議会議員、あるいは新たな広域の首長であったり議員が判断するのが当然のことでございますけれども、現在この移行に際して、そういった議論をしているわけでございますので、現在の府市でこの再編にあたってできること、それをしっかりと検討していただきたい。いうふうに思います。それから、会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

現在のパッケージ案について、再編時においては行政職員の数が不足するというところでございます。ここで一つ提案でもあるんですけども、なぜ不足するのかというところで、その前提として、特別区に類似している近隣の中核市の豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮をベースに必要な数を、事務を含めてですけれども、それを含めて反映して策定していくということでございます。この参考にしている近隣中核市自体も例えば窓口業務のアウトソーシング化などで、行政改革、これが進んでない点も多いというふうに思っております。この府市再編、これを機にアウトソーシングができる行政事務というのはアウトソーシングすると。これは例えばですけれども、そういった改革を断行して、行政職員についての人事配置、これも検討するべきじゃないのかなというふうに思うのですけれども、このあ

たりはどのようにお考えでしょうか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)
会長。

(浅田会長)
小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。民間でできることは民間に、アウトソーシングしていくことが重要なことと認識しておりまして、現時点での案では技能労務職員につきまして、アウトソーシング等を見込んでいるところでございます。窓口業務等その他の業務につきましても、アウトソーシングを検討すべきとのご提案に関しましては、法定協議会においてご議論いただければと考えているところでございます。

(吉村委員)
会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

まさにその議論を今しているわけございまして、まったく今の案ではそこが出てきていないわけでございますから、そのたたき台でもいいかなと思うので、何かそういった案を出していただきたいというふうに要望いたします。会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

府市の勤務条件について次にお聞きしたいと思います。再編当初の人事配置において、消防とか税の部門の一部、これは職務の関係上、現在の大阪市の職員が広域に移動することになるというふうに思います。逆に数は少ないですけれども、大阪府から特別区に異動する職員も出てくるかなというふうにそういう感じになっています。

できる限りスムーズにこの人事の異動を実現するためにも現在当然違いがございます府市の勤務条件の違い、差異、これに対応することが必要であるというふうに思っております。

す。現在の大阪府、それから大阪市の職員の勤務条件で大きく異なる点としては、どういった点があるのかお聞きしたいと思います。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)
会長。

(浅田会長)
小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。府市の勤務条件につきましては、府市再編により新たな広域自治体、特別区相互への職員の異動が生じることからスムーズに行う仕組みの検討が必要という認識であります。これまで府市間の調整を進めてきておりますけれども、この調整によりまして、退職手当、特別休暇制度、採用試験等につきましてはおおむね一致しているところでございます。今後さらに府市間で検討調整を進めていくこととしておりますけれども、現在大きく異なる点といたしましては、地域手当及び課長代理級、課長補佐級の取り扱いでございます。地域手当につきましては、市15%、府10%となっております。課長代理級の取り扱いにつきましては、市は管理職、府は非管理職となっております。該当する給料表の最高到達額につきましては、市のほうが高くなっているということでございます。以上でございます。

(吉村委員)
会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

主な点として地域手当の市が15%で府が10%であったり、課長代理級の取り扱いについて管理職であったり、あるいは非管理職になっていたりと、あるいはそれに該当する給料表の最高到達額について違いがあるということですが、ここの勤務条件の違いについては当然これは検討しなきゃいけない、内部的にも検討しなきゃいけない大切なところだと思いますので、しっかりとその勤務条件の違いというのを明らかにしていただきたいし、そういう作業をしていただきたいというふうに思います。

その勤務条件の差異を明確にさせていただく必要がございますけれども、例えば外郭団体の再就職規制、こういった点については大阪府が基礎自治という点もございまして、

改革が進んでいる部分というのが府と比べてですけれども、あるというふうに思っています。またその逆もあるだろうというふうに思っております。

そういったものを整理して、府市統合、府市再編の前にそれぞれ進めている改革に合わせていくということを検討することも必要であるというふうに思っております。そうすることによって当然それは市民に対する説明ということにもなりますし、人事の異動がスムーズに実現することにも寄与するのではないのかなというふうに思っております。

ただそういった勤務条件の一致の努力をすとしても、やはりそれぞれ大阪市と大阪府で違いますし、人事委員会も違いますし、完全に一致というのはなかなか難しいのかもしれないというのは誰もが予測できるところでございまして、そうするとこの府市統合によって、勤務条件、これが異なってくる職員が少なからず出てくるのじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この対応についてどういうふうに考えているのかお聞きします。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。再編時に勤務条件が異なることによって、職員に大きな影響を与えるものにつきましては、できるだけ府市再編時まで整理検討することが必要と考えております。府市人事当局と十分協議の上、課題の対応策についてしっかりと調整してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

その点もきっちりと、これは大事なところなので実行していただきたいというふうに思います。スムーズな自治体を実現するためにも当然その再編時までには整備検討、これはするとして、場合によっては府市再編時における経過措置であったり、激変緩和措置、そういったものも考えて、職員の勤務条件、これは働く側の立場の問題でございますので、

しっかりとご検討していただきたいというふうに思います。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

次に財産債務についてお聞きいたします。普通財産の帰属についてでございますけれども、普通財産を特別区に帰属させた理由として、市民が築いた財産であること。あるいはその地域の実情に合った活用方法を住民が決めるということを理由にされてますけれども、それはまさにそのとおりだというふうに思います。これは実際に、例えば北区でもそうでございますけれども、地元の方々と話をしていると、地域事情というのは個別に違うところがございまして、その考え方ではそうなんだろうなというふうに思います。

ただ、その普通財産を特別区に帰属させた場合ということになると、やはり課題にも挙がってましたけれども、特別区間の偏在格差、これが生じてくるわけでございます。その格差を埋める仕組みとして、今後の検討課題というふうに言われているんですけども、現時点でこういった方向性を検討しているのか、お聞きしたいと思います。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局資産調整担当課長、井上です。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

お答えいたします。パッケージ案では住民が身近なところで財産の活用方法を決定できますよう承継案を提案させていただいたところでございます。しかし結果としまして、特別区間で普通財産の偏在が生じることとなりました。各特別区が財産活用に取り組みますインセンティブを残しつつ、実質的にその格差を埋める仕組みの検討が必要であると今後の検討課題をお示しさせていただいたところでございます。現時点で検討の方向性をお示しできる状況には至っておりませんが、今後協議会でのご議論を踏まえながら、普通財産の偏在による格差を埋める仕組みにつきまして検討を進めてまいりたいと存じます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

現在の案ですと、当然普通財産が偏在するというような地理的な条件として、一定やむを得ない所もあるとは思いますが、先ほどありましたとおりその格差をできるだけ埋める仕組み、これは当然、結論としては特別区に帰属させるとしてもその修正というところで、格差を埋める仕組み、これはしっかりと検討していただきたい。歴史的な背景等ございますので、しっかりと検討していただきたいというふうに思っております。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

続きまして、債務の取り扱いでございますけれども、大阪市の政令等会計、一般会計の合計財産約8兆3,000億円のうち6兆2,000億円は特別区に移行すると。そして2兆1,000億円は広域に移行するという事で財産の多くは特別区に移行することに対して、大阪市の既発の政令等会計、一般会計の地方債合計3兆3,000億円の全額が広域に移行するというプラン案でございます。その償還財源は公債償還基金、それとか財政調整財源として、きちんと確保されているというスキームと思っておりますけれども、そしてそういう案になっておりますけれども、これはよいとしても、実際、計算指標としての実質公債費比率について、算定方法を実態に合った適切なものにする必要があると思うんですけれども、これについては事務局としてどのように考えているのでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長、井上です。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

お答えいたします。発行済みの大阪市債につきましては、債権者の保護、それから市場秩序の維持を最優先とする観点から、新たな広域自治体に一元化し、承継、そして償還していくこととしたところでございます。その償還財源は委員がお示しのように、公債償還基金や財政調整財源等で負担しておりますことから、償還は支障なく行えるスキームと考えているところでございます。

また、このように債務を一括して、新たな広域自治体に承継することに伴います実質公債費比率の算定のあり方につきましては、総務省と協議を開始したところでございます。新たな広域自治体の指標が悪化しませんよう承継案の内容にふさわしい算定方法につきまして総務省と調整を進めてまいります。以上です。

(吉村委員)
会長。

(浅田会長)
吉村委員。

(吉村委員)

総務省との調整、これはしっかり詰めていただく必要もありますし、公債償還基金の財源、財政調整財源等で負担することということもございまして、ここはしっかりと総務省と詰めていただく必要があるのかなというふうに思っております。総務省と調整して、算定方法について適正な算定方法を目指すということでございますけれども、あくまでも計算指標でございますので、一方で市場がこういった反応をするのかというのは留意しておく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

現状の大阪府の既発債のうち、大阪府が発行している市場公募債の割合と金額を教えてくださいと、それから総務省との調整が先ほど実質公債費比率の話でございますけど、その調整が済んだとして、3兆3,000億円の借金を引き継いだ新たな広域の市場公募債の信用、これを維持する必要があると思うんですけども、それはこういった対策を今の段階で考えておられるのでしょうか。

(大阪府井上財務部長)
会長。大阪府財務部長井上です。

(浅田会長)
井上部長。

(大阪府井上財務部長)

お答え申し上げます。平成24年度末の全会計の負債残高、6兆2,510億円ございますが、このうち市場公募債の残高が4兆8,728億円、市場公募債が占める割合は78%となっております。新たな広域の市場公募債の信用の維持には新たな大都市制度の制度設計において広域自治体の行政サービスの安定的な運営や市債の償還等に必要な財源が明確に確保されているとそういう制度設計が大前提と考えています。

その上で地方債市場におきましては、積極的にIR活動を行っていくことになろうと考えております。具体的には投資家に対しまして、広域の残高が増加はするが償還財源は明確に確保されている。また財政の健全性が担保されていることなどを説明するとともに広域機能が強化されることにより、経済産業力の向上、引いては大阪の発展につながることを丁寧に説明していき、投資家の理解を得られるように努めていくということに尽きると考えております。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

これはマーケットが判断することですので、予測も難しいところもあると思います。ですんで、ここは課題としてしっかり認識していただいて、その課題に対する解決策として、今の行政の中にそれほどこれまでの経験とか知識とかそういうのが、仮にあるとすればですけれども、行政レベルで判断を進めていくというよりは専門家の意見を聞きながら、しっかりとその市場が過度に変な反応をしないように対策を取っていただきたいというふうに思います。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

それから、財政面の課題として先ほどの普通財産の取り扱い、それから財政指標、それからマーケットの点、ご質問いたしましたけれども、そのほかにも地方交付税の具体的な算定、これなんかも詰めていくべき制度上の課題があると思いますのでしっかり進めていってほしいというふうに思います。

併せて府市再編を実現して、今のプランではないんですけれども、実際に新たな広域、それから特別区で財政が成り立つのかどうか。その財政シミュレーションを今の段階で行っていくことが必要であるというふうに思っております。いろんな前提条件が今7区案であり5区案であり、いろいろ出ていますので、なかなか難しいところがあると思うんですけれども、財政上の課題について検討を兼ねて、一定の方向性がまとまった段階でも構わないと思いますので、いつかの段階では将来の財政シミュレーションを明らかにすべきだというふうに思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。大阪府市大都市局大都市制度担当課長、白波瀬でございます。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答えいたします。将来の財政シミュレーションにつきましては、事務分担や職員体制、財産債務の承継、財政調整など制度の大枠についてご議論いただき、その方向性を踏まえた上で大阪府・大阪市の収支予測や再編効果、コストなどの諸要素を組み合わせ、行う必要があると考えておりました、今後議論の進捗に合わせて対応を検討したいと考えております。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

そこも新たな特別区、それから広域の財政シミュレーションというのはこれは判断を行うにあたって必要だと思うので、一定の時点が来ればしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

次に財政調整ですけれども、当初この法定協議会で策定する特別区設置協定書で、その財政調整について策定するとしても、現在では、24%と76%という数字が出ておりましたけれども、将来的には実情に応じて随時適切な調整、財政調整をしていく必要があると思います。その決定の基本になる機関、それが大阪版の都区協議会であるということになっております。

東京都の都区協議会と比較して、特別区の意向を重視するための制度設計を考えているということでございますけれども、その基本方針には賛成したいというふうに思っております。特別区の意向を重視するためには、それぞれの特別区議会の意向も検討すべき、その辺も検討すべきだと思いますし、他方で多数の利害と絡んで調整がつかない場合にどう対応するのかという問題もあると思います。このあたりについてどのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

会長。大都市局大都市制度担当課長、本屋です。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

まず、都区協議会の区議会意向の反映についてでございますが、今回お示ししているパッケージ案では、ラフスケッチレベルではございますが、委員に議員を加えることや財政調整制度に係る条例制定にあたり、特別区の議会の同意を条件とすることなどを記載しているところでございます。これらを含めまして今後、法定協議会においてご議論いただければと考えています。

次に調整がつかない場合の対応ですが、構成団体間で真摯に協議を重ね、合意形成を図っていくことが基本ではありますが、その上で協議がどうしても整わない場合に備え、第三者が間に入って仲介し意見を取りまとめる何らかの方法も必要と考えております。こうしたことからパッケージ案では委員に調停斡旋役として有識者を加えることや、有識者による斡旋機関を設けることなどについて記載しているところでございます。

最初の区議会意向の反映とともに今後法定協議会でご協議いただく課題のとおり、具体的な検討を深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

今回、東京の都区協議会と比較して、特別区の意向をできるだけ反映したいという案に、この方向性については進めていっていただきたいというふうに思いますし、課題としてこの調整がつかない場合についても有識者に斡旋機関等という先ほどの答弁がございましたけれども、ただ、有識者に意見を聞くというのは、これ、大事なことでございますけれども、その有識者は市民によって選ばれているわけではございませんので、そこに民主的な正当性が、最終的にあるのは議員と首長だと思いますから、その点も考慮に入れて、最終どこで判断されるようになるのかと、問題意識とともにその都区協議会のあり方について具体的な設計案を検討していただきたいというふうに思っております。会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

次にコストの部分です。システム改修費が非常に多く上がっているわけですが、けれども、基幹システムを共通運用するとして、約83億円必要ということですが、これまですでに大阪市内にはそのシステムがあるわけですが、それを共通運用するということですので、特別区に移行したとして、本当にそれだけの多額の改修費が発生するのか疑問に思っております。システム改修の内容として、主にこういったものがあるのか。またどのようにして改修費を算出したのか。システム業者の言い値ベースになっているんじゃないかと疑心暗鬼なところもございますけれども、さらに精査の必要があるんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、このあたりについて見解をお伺いしたいというふうに思います。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局戦略調整担当課長、福岡でございます。

(浅田会長)

福岡課長。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

お答えいたします。システム改修内容の主なものといたしましては、各特別区間で住民の個人情報データが参照できないようにするためのアクセス権限の変更をはじめ、特別区ごとの住民データの分割など、一つのシステムを共通運用しながらもそれぞれの特別区が独立した自治体として、事務が実施できるよう機能変更するものと総務局などから聞いております。

また、住民基本台帳、戸籍、税務などの基幹系システムに係る改修費用につきましては、各システムを所管する部局に試算を依頼し、見積の結果を集約したものでございます。なおシステム関連経費につきましては、システム改修の諸条件が未確定のため粗い試算となっており、今後外部の専門家の意見をお聞きしながら総務局をはじめ各局との連携のもと精査を進めてまいります。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

このシステム改修費については、ブラックボックスの点が多くある分野だというふうに思っております。民間でもよくこのシステム改修費については争いになっているところですが、それも大手企業同士で争いになっているような分野でございますので、これ、当然市民の大切なお金ですので、お役所仕事にならないように、本当に外部の専門家の意見を聞きながらしっかりと精査していただきたいというふうに思っております。

それから基幹システム以外の140システムについて、改修して共通利用した場合と各特別区ごとに、システムを新たに構築した場合の試算が出ています。私の感覚から言うと、新たに特別区ごとに今あるにもかかわらず構築する試算があるということ自体ちょっとびっくりなんですけれども、もう既にシステムがあるわけですので、各特別区ごとに新たにシステムを構築するとなるとそれは多額な費用が掛かるのはこれは当たり前のことだと思います。

既存のシステム、これを共通利用することを原則にして、その基幹システム以外の話でございますけれども、必要最小限のものだけ改修して利用すべきじゃないのかなというふうに思っております。このあたりはシステムに関する外部専門家の意見も聞いて、最も効率的な方法で進めてもらいたいと思っておりますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

会長。戦略調整担当課長、福岡でございます。

(浅田会長)

福岡課長。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

システム関連経費につきましては、今後外部の専門家の意見をお聞きしながら、総務局をはじめ各部局との連携のもと精査を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(吉村委員)

会長。

(浅田会長)

吉村委員。

(吉村委員)

そのシステムの課題につきましては、専門的で技術的なところではありますけれども、そこがいわゆるブラックボックスになる理由でもございますから、契約業者の言うことを鵜呑みにすることなく、外部専門家の意見も聞いてしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。現在大阪市内でシステムが既にあるわけですから、それを最大限活用する方法を検討していただきたいというふうに思います。そして実際にシステム改修の現実の作業の完了、これには時間もかかると思います。先ほど市長との議論でもございました。現在の大阪市内でシステムを運用されている以上、現在のシステム改修が終了して完結しない限り、府市再編に移行、決定できないというものではないというふうに思っております。

もちろん現在の法制を前提にする限り、各特別区間の住民の個人情報のデータのアクセス権限とか、様々な課題があると思いますけれども、このあたりも外部の専門家ともよく相談しながら精査をしてもらいたいというふうに思います。

以上で、私の質疑は終わりますけれども、冒頭に申しあげましたとおり木を見て森を見ない議論にならないように将来のことを考えて、議論していきたいと思います。当然、このプランが本当に実行できるのか。そこは絶対に検証していかなきゃいけないところだと思うのですが、そういう観点からこの案を見ていきたいというふうに思います。以上で私の質疑を終わります。

(坂井委員)

会長。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

坂井です。それでは私のほうから、2、3質問させていただきたいと思います。まず、前回の第6回の法定協議会で示されましたパッケージプラン、これは非常に我々としては評価しておいて、大変よく研究されてるなというのがよく分かるんですけども、ただ、事務局のほうでも指摘されてますようにさらにまだ解決しなければいけないという課題はあります。

それはこの法定協議会で議論しながら、解決をしていくというふうになるんですけども、まず前提として、大阪市が抱えている課題、潜在的な面ではたくさんあるんですけども、

顕在化している課題として、事務局のほうで答えてもらいたいのですけども、例えば生活保護受給率が極めて高い。それから児童虐待も非常に多い。それから高齢化も大阪市内では急激に進んでいってしまっているという、こういう大きな課題というものがあります。

それだけじゃなくて、大阪市が今抱えてます、例えば小学校中学校、その校舎が建て替える時期に来てるんです。それとともに24区一区一館制度というので造っていております温水プールとか、それからスポーツセンター、それから図書館というようなところがまた課題としてこの改修をしなければいけないという課題として挙がっています。

しかし一方、大阪市の市域内の税収といえば、一つは法人市民税が一時の確か4分の1、5分の1ぐらいになってるかなと思うんですけども、それとともに市民の所得がどんどん減って行って、そのために市民税が思った以上に上がってこないという、こういう体制というのがあると思うんです。事務方のほうで誰か答えていただけますか。

(山口府市大都市局長)

会長。大都市局長山口。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

ただ今坂井委員の方から大阪市というか、まあこれ、ご指摘いただいた点は、大阪全体に共通する課題だと思いますけれども、ご指摘をいただきました。まさに生活保護受給率が非常に高い都市地域である。あるいは高齢化が他都市に比べて非常に速いスピードで行われている。児童虐待の問題もそうですし、一方あの広域的な視点で見れば、先ほど所得の問題を指摘していただきましたけれども、なかなか成長というものについて潜在力がありますけれども、十分発揮できてるかどうかというような課題もあるというふうに認識をしております。そういうことを踏まえましてですね、踏まえながら問題意識を持ちながら、今回制度設計案、パッケージをお示しをさせていただいたところでございますので、そういう問題意識を持ちながらこの制度設計案についての内容について、この協議会でしっかりご議論いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(坂井委員)

会長。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

今、局長から答えていただきましたようにそれを解決するためのシステム、行政システムですね。今回のこういう大都市制度というものが提示されてるんですけども、例えば、今回のパッケージプランというものを見てみましたら、広域については例えば経済対策、あるいはあいりん対策も広域で、というふうになってますけども、これは雇用政策とも密接に関係してくるので、あのこういうことになってるのかなというふうに思いますけども、それらとともに例えば、消防とか港湾、それから下水道事業ですね。こういうようなスケールメリットがあって、逆に広域でやるほうが効率的効果的だというようなところは広域に配分されていて、しかし、基礎自治では先ほど言いましたこの大阪市域内における課題、これを解決するという意味で非常にきめ細かな行政サービスをというの、実施していかなければいけないし、それぞれのエリアで課題になっているところをそれぞれのエリアで解決しなければいけない。全体としてというのではなくて、というようなところもあって、従って行政サービスを受けるという、受ける人が自分がどういう行政サービスを受けたいのかというような身近なところで決定していく、こういうシステムというのが特別区でやろうという、こういうことになってます。

実はこの都市化されているエリアについて、どうすればこういう課題を解決するかと考えたときに、例えば今回基礎自治体でやりましょうというふうにいる保健所、それから児童相談所、それから更生相談所、こういうよりきめ細かく、あるいはそのエリアの特色を、あるいは課題を解決するという、そういう意味で設置するということになってます。

こういうふうに機関が多くなって、市民にとってあるいは住民にとってすごく行政サービスの密度が濃くなるのですけども、そのためにやっぱり人員がいるわけですね。そのための人員というのは、別に削減するからいいんだという判断じゃなくて、これは確実に確保していただきたい。そのためにある程度行政職のうちで先ほど吉村委員のほうから指摘しましたようにアウトソーシングができるところがどんどんやっていく。

しかし、現業職の人たち、技能職の人たちも今現在仕事をしているわけですから、それが仕事なくなるわけじゃないんで、余剰といっても仕事をしてるわけです。ただし、この人たちがやっている業務というのは、例えばですけども、小学校中学校の管理作業員の方、それから給食調理員の方、こういう人たちというのは今、大阪市では地域活動協議会というのをつくって、地域コミュニティーとともに地域の公的なものを支えていただくという取り組みをやってるのですけども、まさにこれ、地域活動協議会で、こういうエリアについては、地元に来ていただくということがやっぱり一番いいのかなというふう思います。

そうすると、この人たちというのもどんどん減ってくるわけですね。時間的に。で、こういうことを考えれば、道州制というのは国の究極の行政改革ですけども、地方における究極の行政改革というのが、この大都市制度かなというふうに思うのですけども、それについて市長どんなもんでしょうか。

(橋下委員)

僕ですか。いや、あの、広域と基礎に役割分担をきちんと整理をして、大阪市内もやはり選挙で選ばれた区長の下にいわゆる基礎自治体と言われるその役所を複数しっかり設置することが、地域の皆さんに密着したきめ細やかなサービスを提供する最大の方策だと思っています。

先ほど、坂井委員から生活保護の受給率の問題、児童虐待の問題、高齢化の問題、小中学校の建て替えの問題、特に僕が今一番問題視しているのは24区体制でして、大阪市の元凶というか、最大の欠陥は24区体制です。

24区というこの体制のもとで施設をですね、あまりにも細かくつくりすぎる。かといって、24区で区役所があまりにも小さすぎて、何も決定権を持ってない。だから施設は増えるは区役所は何もできないは、この政令市の一番の欠陥がこの24区体制。大阪市役所の本庁舎に議会と市長があそこで陣取っているわけなんですけど、じゃあ、例えば先ほどの地域活動協議会の皆さんがですよ、議員と何か役所と交えて、役所抜きでもいろいろなコミュニケーションを取って、区役所の何かチェックをやりようと思ってもですね、区役所に議員が活動するスペースすらないと。これは一体どういうことなのかなと思いますね。そうすると地域活動協議会の方は、毎回毎回中之島の市役所の本庁舎の8階の議会フロアに来て、あそこで応接といいますか、コミュニケーションを取るのか。それとも各議員の皆さんの事務所で応接するのか。議員の応接の所だけじゃ足りない。やっぱり役所の職員も同席させるとかいうことになれば、やっぱり区役所を使わなければいけない。そういう中で議員の活動のですね、フロアを絶対区役所に造ってなきゃいけないと思うんですね。これは議会からの要望があれば僕はやりようと思っているんですけども、この児童虐待の問題とか、高齢化の問題もそうなんですけど、地域と区役所がしっかり結びついていない。単純なコミュニケーションというのはいくらでもできるんですけども、そこのお金の使い方決めたり、地域の方向性を決めたりする決定権やマンパワーが備わっていない区役所の体制の下では、地域の皆さんに対する住民サービスは本当にきちんとしたものが提供できてないと思っています。

そういうところから児童虐待の問題、高齢化対応が不十分だということがあるのかも分かりませんし、生活保護の受給率のほうはこれは広域行政体で、先ほども言いましたけれども制度のもとに、先ほどの皆さんに配られています大阪の成長戦略をしっかりと実行して行くためには、今の体制がいいのか。それとも都構想のほうがふさわしいのか、どちらがふさわしいのかという議論であって、そういうことをやらないと生活保護の受給率の改善はできないかと思っています。

あの、いずれにせよ今大阪市が抱えている課題に対して、きちんと対応できる行政機構、役所の組織は今の体制がいいのか、都構想がいいのか、どちらがふさわしいのかと言えば、都構想のほうがふさわしいと。こういうところが今回の効果額に現れておりません。高齢

者の皆さんにどう今以上に密接に対応に関わることができるのか。児童虐待の問題に関して、今、事案が生じるたびに各区長に僕のところに来てもらって、事実の確認とか、そういうこともやってるんですけど、そんなのは区役所で全部決定権を持って、全部裁いてもらいたいと思うんですね。それでもやっぱり責任者は僕である以上、全件全部僕がチェックしてます。これはもうとてもじゃないですけど無理ですね。

やっぱりきちんと区役所というものを機能強化を図って、地域の皆さんとの本当の意味でのコミュニケーションを取っていく。こういうところは金額に表れませんので、どういうかたちでその効果として説明をするのか、それはこれから僕も知事も事務局ときちんと協議をしながら、きちんと効果として表せるようにしていきたいと思っております。

坂井委員から言われたように、大阪市の様々な課題に対応するためにどちらの役所の機構のほうがよりふさわしいのかと言えば、これはもう大阪都構想であることは間違いありません。ですから単なる節約の効果額であったり、人件費の削減額であったり、そんなことばかり議論していると大阪市の根源的な課題に役所としてどう対応するのか。その話がすっとなでしまって、議論の本質を見誤ってしまうと思っております。

(坂井委員)

ありがとうございます、これで私の質疑を終わります。

(浅田会長)

それでは次に明石委員。

(明石委員)

公明党の明石です。私のほうからも質疑をさせていただきたいと思います。まず始めに大阪市の財政局長も経験された大阪府の財務部長であります井上部長にお聞きしたいと思います。

この間、府財政に直接携われてこられたと思いますが、府市の財政の状況について率直な感想をまずお聞かせ願いたいと思います。

(大阪府井上財務部長)

会長。大阪府財務部長、井上です。

(浅田会長)

井上部長。

(大阪府井上財務部長)

お答え申し上げます。まず大阪府の財政状況についてであります、24年度決算見込

みの数字をベースにご説明をいたしますと府の借金であります負債残高は6兆3,000億円程度と。これは臨時財政対策債の残高の急増に伴いまして過去最大となっております。また、大阪府では過去に、平成13年度から19年度までの間、危機的な財源不足への対応として、減債基金から5,202億円を借り入れております。これがいまだ3,940億円が返せていないという状況でございます。

こうしたことから、実質公債費比率が18.1%と高い率になっておりまして、これは全都道府県の中でも悪い部類と言いますかワースト5位とか6位とかそういう状況でございます。

この状況をそのまま放置しますと、イエローカードと言いますか、早期健全化基準の25%を上回ることになりかねず、それを避けるために26年度から28年度の3カ年で合計840億円の減債基金への復元を行うことといたしております。

さらに収入の柱であります府税は決算上1兆700億円程度となっております、これは税制改正等の影響もありますが、ピークでありました平成2年度のおよそ7割程度というふうなところにとどまっておる状況でございます。

こういったことから、府の財政状況は非常に厳しい状況にあると改めて認識をしておるところでございます。一方、大阪市の財政について私見を申し上げますと、大阪市は減債基金からの借入は過去一度も行ってまいりませんでした、ただそれでも財政状況は決していいとは言えないと思っております。

一つはご承知のように投資信託をはじめとした財務リスクが顕在化する恐れがあるということ。それとそれより厳しいという課題であると思っておりますのは、財政構造の硬直化が顕在化しつつあることだと思っております。この8月に公表されました大阪市の24年度普通会計決算見込みの数字で申し上げますと、歳入の柱であります市税収入が6,270億円となっております、これは大体10年前の市税収入とほぼ同水準な数字となっております。問題は歳出の構造の中身でして、人件費はほぼ10年前の15年度との比較で言いますと、人件費は3割減、投資的経費に至っては6割減となっておりますが、逆に生活保護をはじめとする扶助費が逆に5割増となっております、歳出総額の3割を占めるまでに膨らんできております。

その結果、経常収支比率が100を超えておりまして、今もご議論ございましたように今後少子高齢化とか、人口減少に拍車がかかる中でこうした傾向はますます強くなっていくと思われまますので、そういった意味で市の財政状況も極めて厳しいものがあるというふうに考えております。以上です。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)
明石委員。

(明石委員)

ありがとうございます。非常に厳しい状況であるということは、今丁寧に説明がありましたので、市財政はここは10年間は毎年約300～400億円の通常収支不足が見込まれている中、補てん財源を充てて予算編成を行っております。そうした中であの今回偶発債務リスクとして、オーク679億円、ATC247億円など合計1,065億円。これ以外にも道路公社の問題もあります。

それからオスカーもあります。そして引当財源として財政調整基金、約1,100億円。これだけあるわけですが、すぐに枯渇してしまうのではないかとこのように思います。

それから各特別区に補てん財源がなければ予算も組めない。また、財源の手当てをどうするのか。何に頼っていくのかということをもまずお聞きしたいと思います。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。大都市制度担当課長の白波瀬でございます。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答えいたします。大阪市の通常収支不足につきましては、現在の市の財政運営の中で対応を検討していく必要があるものと認識しております。今回の制度設計案では特に制度移行当初は特別区によっては、十分な財源対策が実施できない可能性も考えられますことから、一定期間セーフティーネットとして、特別区の財政運営をサポートすることを目的に、市が造成した財政調整基金を活用して、貸し付けを行う仕組みを構築することとしております。なお、偶発債務の引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては都区協議会でご議論いただくことが必要と思います。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、簡単に都区協議会で協議をされると言われましたけども、私は特別区間同士で様々な利害関係が生じることはあり得る話なんで、うまくそれが機能するのか。果たしてうまく調整することができるのかどうか。不安であるなというふうに思っております。その辺きれいにできるかどうか。また、中身の仕組みづくりをまだこれからですのできちっと立てていただきたいと思います。

そして、次、土地などの普通財産が極端に偏在していることについてお聞きしたいと思います。この普通財産を各特別区の予算の補てん財源に位置付けるのであれば、大きな格差を生んでしまう。普通財産の区間の格差はどう扱われるのか。またそして特別区間の財政格差については十分な配慮をしなければならない。必要であると思います。また財政シミュレーションを見てみると、財政調整で歳入格差が各特別区間で1.2から1.3倍に是正されています。

しかしこのようにしても豊かな特別区の区には財源を他の区に配分されることに対して不満が出るでしょうし、また反対に財源のない区からは住民サービスの格差が固定される点、こういう不満が生じるのではないかというふうに思います。この特別区の格差をどのように調整されるのかお伺いしたいと思います。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長、井上です。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

格差に関します二つのご質問につきまして、併せて私のほうで答えさせていただきます。

まず、普通財産の区間格差についてでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたようにパッケージ案では、まず住民が身近なところでそれぞれ地域の实情に沿った活用方法を決定していただけるよう財産の承継案を提案させていただいたところでございます。結果として特別区間で偏在が生じますことから、各特別区が財産活用に取り組みますようインセンティブを残しつつ、その格差を実質的に埋めていくその仕組みの検討が必要ということで、今後の検討課題としてお示したところでございます。今後協議会でのご議論を踏まえまして、普通財産の偏在による格差を埋める仕組みについては、検討を進めてまいります。

次に委員ご指摘のように、住民に不満が生じるのではないかというご懸念についてでございますが、財政調整制度を構築することで、特別区の税収格差を解消し、各区で同等の行政サービスを行えるようにすることをご理解いただく必要があると考えております。今

後住民の皆様への周知におきましては、こういった点に十分留意して対応したいと存じま
す。以上でございます。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、ご答弁いただきましたが、ちょっと山口局長にお伺いしたいと思います。今、財政調整制度を構築することで特別区の税収格差を解消し、各区同等の行政サービスを行えるようにするというご答弁がありました。このパッケージ案の財政調整の9ページをみますと「財政調整の役割、留意点」というものが書かれております。その内容を要約しますと補てん財源で穴埋めしている通常収支不足は財政調整では補てんすることはできない。そして、通常収支不足を補てんするには、財政調整とは別に財政健全化の取り組みが必要であると書かれています。

これまで財政調整というと、各特別区の収支格差を埋める。こういう万能な制度のように一般市民は感じるでしょうし、さっと読んだだけであれば、お聞きしているだけであれば、そのように思うでしょう。確認させていただきたいんですが、財政調整では、この通常収支不足、今大阪市では年間300億～400億円これを補てん財源で充てますが、これを補正することはできないんですね。

(山口府市大都市局長)

会長。大都市局長、山口です。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

委員ご指摘のように財政調整制度っていうのは一体どういうものかということで、我々、この財政調整制度、パッケージ案、9ページここで書かせていただいたところです。あの、繰り返しになりますけれども、要は財政調整制度というのは限られた財源をいかにそれぞれの自治体、あるいは特別区間でほぼ大都市地域として、同等というか均一的な、財源的には均一的なかたちで配分をして、それぞれがそれぞれでサービスをちゃんと適正に選択をしていくための制度ということでございますので、そのことをもって財源が生み出され

るとか、そういうものではありません。当然補てん財源が必要な場合であれば、各広域自治体あるいは特別区それぞれでしっかりと補てん財源対策というのは講じる必要があるというふうに考えております。

(橋下委員)

会長。ちょっと関連してよろしいですか。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

明石委員、通常収支不足、300億から400億というお話ですけども、僕が就任の時には500億を超えていたのですが、今回の財源配分の予算編成の通知を出しましたが、今のところ273まで落ちてます。圧縮できてます。これもまたこれからシーリングをかけてやっていきますけれども、大体10年内ぐらい、この補てん財源を用いずに、収入の範囲で予算を組むというところに落ち着くんじゃないかなというところがだいぶ見えてきております。もちろんこれは特別自治区になったときには、その区長にがんばってもらわなきゃいけないんですけども、要は最初に僕が就任した当時にどーんと現役世代のほうに予算を配分したので、大体これで通年ベース、220～270億ぐらい予算を増やしてますので、やっぱりどっかを圧縮していかないとそれはバランスが取れません。それは圧縮するということが住民サービスの低下というのか、それとも増やしたところを見て、全体を見ていただくのか。いずれにせよ、通常収支不足というところは、この10年内ぐらい、普通に行革をやっていけば、大体解消できるのではないかなというような見通しを今立てているところです。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

市長、ありがとうございます。私は10年後ではなしに、確かに10年後の目標としてそういう補てん財源に頼らないという、それはそれでいいと思うんです。ただ、今、都構想が目指しておられる、先ほど橋下市長も答弁されてた27年の4月1日、この目標設定を変えませんかよという思いで今、臨まれていると。ただ、この法定協議会で特別区の設置

日というのは決めるわけですね。

まだ、現実には決まっていない。でも、市長はそれでもしされるというのであれば、私は住民サービスを守るということで今回スタートラインである以上はね、ちょっとそれはどうかなというものは、今後そういういろんな案を、増の部分を見せていただかないとわかりませんが、ただそれを特別区に今まで大阪市が足りないから、やっぱりそれは財政健全化で行革をやりなさいということの指標に現在はなっていますということだけをそれだけをはっきりさせたいというふうに思います。これからそれどうするべきかはこの中で議論すればいいと思いますので、はい。

続いて、新たな財政制度に移行後の財政見通し。これを確認しておく必要があると思うのです。10年から30年後までの財政シミュレーション、財政の健全化判断指標も併せて示せますか。いかがですか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。都市制度担当課長、白波瀬でございます。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答えいたします。先ほどご答弁させていただいた内容と重複するかもしれませんが、恐縮でございます。年度ごとの財政シミュレーションにつきましては、事務分担や職員体制、財産債務の承継、財政調整など制度の大枠について、ご議論いただき、その方向性を踏まえた上で、大阪府・大阪市の収支予測や再編効果、コストなどの諸要素を組み合わせる必要があると考えておりました。今後議論の進捗に合わせて、対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

先ほどの答弁と何ら変わらないわけですが、現在この四つのパターンで、事務分担それから職員数、財政調整など提出されているわけですね。その中で財政シミュレーションができないとは思えないと思うんですね。なんらかのかたちで示してもらわないと府市

一体となったときのこの財政状況が分からなければ、今投資家の皆さんも非常に今後影響が出るでしょうし、また、市場公募債、先ほど、財務部長もちょっとお話されてましたけどね、この市場公募債の割合も非常に大きいわけですから、これにも何らかの影響が出てくるんじゃないかなということをお願いしておきたいと思います。会長。

(浅田会長)
明石委員。

(橋下委員)
会長。

(浅田会長)
橋下市長。

(橋下委員)
これは財政シミュレーションはその時の首長がまた政治意志を持って方針を示すことによっても財政シミュレーションは変わってきますしね、それと、もし何もやらないということであれば、僕と知事の下です、今、府と市のこの財政シミュレーションを合わせたようなかたちで、いわゆる企業でいうときの連結決算のようなかたちで合わせてみれば、今の状態の府と市の僕と知事の下で進めているものについては、連結っていう概念で、もしそれ、やろうと思ったら、連結会計のあれで、ちょっと示すことはできると思うんですね。ただ、その時のその首長が来たときにやっぱり積極財政をやっていく首長なのか、そうでないのかによって変わってきますので、ちょっとそこは連結みたいな発想でやる仕事と収入とか、それが今、府と市で変わらないということであれば、どうなのかというのは、別にこの都構想になったから、何か変わるものじゃありませんので、府の収入と市の収入とか支出とか公債費なんていうのは、別に都構想であろうが、何であろうが、今と別に変わらないので、そこはだから、そういうかたちで示せるものなら、また、合算みたいなかたちでいいと思うんですけどね。

(清水委員)
会長。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

公明の清水です。今の市長のご答弁に対して、ちょっと確認をさせていただきます。今の大阪府・大阪市の現時点での財政シミュレーションを合せたかたちで一応仮置きで作ってみることはできるところというお話だったと思います。で、先ほどの答弁の中で、現在総務省と財政健全化率の考え方について協議を開始したところという答弁があったかと思いません。

そうなりますと具体的には、なんかのかたちで前提を置いて、仮置きの、こうしたシミュレーションを基に総務省と話をされるはずなんで、何もないところから「何とかしてください」みたいな交渉はないと思いますんで、そうした総務省と協議されるとき前提とされてるようなシミュレーション、そういうものがあればぜひお示ししたいと思うんですけども、どうでしょうか。

(山口府市大都市局長)

会長。都市局長の山口です。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

これ、私が確認というかなんですけど、ご趣旨のご確認を含めて答弁をさせていただきますけれども、まず、我々シミュレーションを作るということについては、別にお断りをしているわけではなくて、どこかの時点では出さないといけなだろうと、まずこれも理解いただきたい。まず、そのシミュレーションの我々の考えてる目的なんですけれども、当然、新たな広域自治体と特別区が今後やはりちゃんとした行財政運営ができるのかどうか。こういうものを少し判断をしていただくためにシミュレーションを一定するということになるんだろうというふうに考えています。

そういうことからいけば、やはり制度の基本的な考え方とか、大枠、できれば特別区が5区がいいのか7区がいいのか、ある程度絞っていただいた中で、条件設定を提示して議論をさせていただくほうが合理的ではないかというふうに考えておきまして、そういう意味で、当然、府市の長期シミュレーションというか、収支見通しということも条件として必要ですけれども、そういう諸々の条件がある程度この協議会の中で熟度が高まって、議論を踏まえた段階で我々としてはお示しをしたいし、お示しできるのではないかとこのように考えているということです。

だから、ご確認です。単に府市合算ということでも、収支シミュレーションを出せということなのか、それとも私どもが考えている新たな広域自治体と特別区ということが前提でそういうことを考えるということと、その部分を少しご確認をさせていただければとい

うふうに思ってますけど。

(清水委員)

会長。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

いや、私、先ほど総務省ともう協議を始められているということやから、その協議を始める前提となる財政シミュレーションを何でしたのかわからへんのですけどね。もちろんこのことも協議会で様々な事業の仕分け、また、それぞれのビジョンを重ねていく中で最後は数値化できる部分、それは分かります。でも、現時点で総務省と財政のあり方について協議を始めるんやったら、前提となる府・市が一体となったシミュレーション、仮置きでもこういうことになるんじゃないですかというものがあるんじゃないかということで申し上げて、何もそれも結論にしないでという意味じゃなくて、今現時点で事務方が総務省と協議するための土台にしてはどんなもので考えてはんのかなと思ってます。

だから、先ほど市長がおっしゃったように、今の大阪府・大阪市のものを一つにしたら、できんことはないですよ。事務局で実はしてはるんちゃうかなという気もして、確認でお聞きしたいんですけど。ちょっとその辺。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

会長。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

担当部長、手向です。総務省と指標等に関して協議を確かに開始したところなんですが、今の時点で当然長期推計まで出しているわけじゃないんですけど、ちょっとそこでやっている指標というのは、基本的に実質公債費比率がどうなるか、あるいは将来負担比率がどうなるかということですので、地方債を全て大阪市債を広域に持ってきた場合にその指標の影響がどうなるかということですので、そこで使う指標としたら、公債費の額とそれから税収等に基づく財政規模、これで試算することになりますので、今、局長が答弁しましたような今回の制度改変によって新たな広域自治体、それから各特別区の財政が成り立つか成り立たないかという観点とはまた別のところでございますので、総務省協議のベースで

もってシミュレーションができるのではないかということにはならないと思いますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

(浅田会長)
明石委員。

(明石委員)
ちょっと今、お話いただいたんですけど、ちょっと納得できないところもあります。なんか理解に苦しむなと思うところもありますので、ただ、先ほど山口大都市局長が言われた、私は四つのパターンを出していただいてもいいんじゃないかと。余計議論もしやすいし、わかりやすい。確かにその中で苦労もされるもわかりませんが、四つのパターンある程度職員数も全部数値化されているわけですから、できれば出してきていただきたいこのように思っています。

(橋下委員)
会長。

(浅田会長)
橋下市長。

(橋下委員)
いいですか。ある種、住民サービスを、結局今やっている大阪市のこれを維持して、各特別区仮に全部今同じようなことをやる。で、収入も今の大阪市の収入と同じようなものが入ってくるということになれば、各特別区、五つであろうが七つであろうが、足したものが今の大阪市の財政シミュレーションとある意味イコールになりますよね。で、広域分だけ都に移すわけですから、ただそれは各特別区の区長がもし政策を違うことをやれば、それはシミュレーションが変わってきますし、ちょっとその何ですか。新しい特別区ができたときの財政シミュレーションの意味がちょっと僕はよくわかりませんが、その今やっている大阪市の住民サービスレベルを各特別区がそれぞれやる前提であれば、合算したものとなると思いますけどね。

(浅田会長)
明石委員。

(明石委員)
はい、すいません。各特別区でシミュレーションがあるからこそ、私はそういう数字の

かたちでやっぱり出していただいたほうがね非常に議論が分かりやすいんじゃないですか。今は特別区でいろんな形態で、5区7区パターンで、二つ出していただいて、全部でトータル四つ出て、非常にどうかたちか今、案としての、たたき台としてはね、いいんですが、それ以上にこの財政の指数を出していただいたら、もっと分かりやすいと思うんですけど。出せんことはないんじゃないかなと私は単純に思うんですけど、そんなに例えば絞らなくても、今の現状で、今のある中の財源の中でどうなるのかと。じゃ、足りないのはどこなのかということもはっきり分かるわけであってね、だからちょっと考え方が違うのかなというふうに思うのですが、出ないことはないということをお願いしたいと思います。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

今、入ってきている収入と支出が変わらないのであれば、基本的には変わらないですね。要はこの大阪都構想というのは、収入・支出については、総額については変えないという話なので、あの、要は特別区のほうに対しては住民サービス部門はしっかりと財源を渡しますよということですからね。収入・支出については基本的にはマクロなんです。連結で見てみたら、全く変わりはないんですけどね。だから、あとは時の、その首長がどういう政策方針、首長と議会がどういう政策方針を出すかによって、そのあたりは変わってくるんでしょうけども。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

あの、大阪府のほうは財政としましたら、大阪市から広域にいく事務事業の分でプラスされる。これはそんなに変わることはない。例えば、5区案であろうと7区案であろうと、これは基本的には変わらない。広域というベースを決めてますから。ただ、この5区案7区案で、特別区というのは規模の大きさの違いによって、影響を受けるものですから

ね。かなり。だって、職員数の、後でお話しますけども、不足する職員数かて5区と7区全然違う。こういう結果が随所に出てくるわけですよ。そういうものであれば、今現時点でそこまで数値化されて、事務も分担されて、職員数も、また様々な財政調整もそれでされてるとなれば、お示しいただいてもいいかなというふうに思っています。次に、次の質問に移らせていただいて。

(会長)

ちょっと、答えいいですか。

(明石委員)

また、ご議論させていただきたいと思います。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

はい、続いて情報システムに移らせていただきたいと思います。大阪市は毎年150のシステム改修、更新、そして152億円のコストが掛かっております。この認識でいいのかどうか、まずお願いしたいと思います。その上で、制度移行に向けて情報システムは大規模な改修が必要であると、このように聞いております。イニシャルコストはこのパッケージ案では160億から430億円、前提条件が決定されていないこの粗い概算であります。情報システム改修に要するスケジュールについてお聞きしたいと思います。

(大阪市総務局森田IT統括担当部長)

会長。大阪市総務局IT統括担当部長の森田でございます。

(浅田会長)

森田部長。

(大阪市総務局森田IT統括担当部長)

今、明石委員のほうからご質問いただきました現在の大阪市の情報システムは交通・水道・病院及び学校教育に関わるものを除きまして、委員がおっしゃいましたとおり全体で150種類。25年度の予算案で152億円執行しておるところでございます。それと情報システムの改修に要する時間でございますけども、これは本市の、それぞれの情報システムをどういうふうに改修するんだという内容がない中で、本市のこれまでの大規模なシステムの改修実績に基づく標準的なスケジュールを例として申し上げます。

システム改修を行いますには、まずシステム設計に影響のある具体的な行政組織の形態、業務の実施体制や実施方法などの条件をある程度決定しておくことが必要でありまして、その後、システム移行のための基本方針や移行計画の策定、システム改修に係る仕様書の作成と併せて約1年程度はかかるかなと思います。

業者と具体的に契約締結後でございますけども、システムの改修設計やプログラムの製造、各種テストなどの実際の改修工程で約1年半程度を今の情報システムの大規模なものの改修では要しているところでございます。

実際には、大都市制度に向けたシステム改修を進めていく際には、各々のシステムについて具体的な改修内容を確定してから、全体のスケジュールを策定していかなければならないと考えておるところでございます。

(明石委員)
会長。

(浅田会長)
明石委員。

(明石委員)

今、ご答弁がありましたけども、移行計画そして仕様検討で1年。そしてまた契約設計、各種テストで1年半と、トータル2年半。なおシステム改修には具体的な内容、改修内容が決定してないと。今現在ですね。この条件のもとで、今、そういう内容です。情報システムのほうから今の答弁があったわけですが、業者への発注、これがどの時期であると考えておられるか。山口局長いかがですか。

(山口府市大都市局長)
会長。

(浅田会長)
山口局長。

(山口府市大都市局長)

当然今回のそのシステムというものがですね、新たな広域自治体、あるいは特別区設置によって使われるということであればですね、住民投票の結果大都市制度に移行するということが見極められた後に、業者発注により施行するということになるというふうを考えております。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

住民投票後ということになるわけですね。それでは、平成26年度は各自治体でマイナンバー制度の導入のためシステム改修が行われるとお聞きしてます。民間のSE、特にシステムエンジニアについても全国的に非常に不足すると、こういう問題が指摘されております。またこういった状況の中で、大阪市においては現状150システムを稼働させている。それをいながらシステム改修のための職員体制の確保も出てくるでしょう。これも大きな問題となるでしょう。こういったかたちの中で平成27年4月1日にシステムを切り替えると。そういう混乱なくそれができるのかどうか。システムに切り替えることが本当に実現できるのかどうか。お聞きしたいと思います。

(大阪市総務局森田IT統括担当部長)

会長。

(浅田会長)

森田部長。

(大阪市総務局森田IT統括担当部長)

総務局のIT統括担当部長の森田でございます。冒頭、市長からの法なり制度なりの切り替え時期と物理的などという部分ですね、システムは物理的に入るかと思うんですけども、仮に27年4月1日に改修後のシステムに切り替えるとすれば、本市の全てのシステムを一斉に改修を始めることとなりますので、スケジュールとしてはこれまでに経験したことのないというか例のない大変厳しいものになると認識しております。そういったことから例えば、情報システムの改修につきましては、与えられたスケジュールの範囲内で改修可能な暫定的な最低限の対応を行うことを前提とした、そういうことを前提として逆に、各特別区でそういうシステムでも可能な業務設計をしていくような必要があるのではないかと考えているところでございます。

それと人材確保につきましては、現在大阪市のシステム改修、現在のシステム改修や更新には、総務局のIT統括課の職員のほか、各局がシステムのオーナーになっておりますので、各局のシステム担当者、それに付随する各業者のSE等含めて、多くのスタッフが従事しております。今の大阪市のシステムの維持運営をしながら、制度移行に向けたシステム改修にも対応していくこととなりますと現状以上にITとそれから業務自体に精通した職員の確保が必要になると考えております。

また、委員がおっしゃいましたようにマイナンバー制度に伴う改修というのが全国的に

ですね26年度から29年度にかけて始まるということも事実で、全国的にS Eが不足する状況なども想定しますと、なかなか厳しいと言わざるを得ない状況ではあります。

さらにシステムの切り替えについてですけれども、確か平成27年4月1日というのは水曜日だったと思うのですが、一般的に平日のシステムの切り替えというのは非常にリスクが高いと言われていまして、連休とか、いつの連休かは別にして、連休とか連日休日のあるところを狙って、切り替えをしていくというのがいいのかなあということを考えております。

(橋下委員)

会長。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

これは27年の4月に特別区設置というスケジュールはこれで今向かって行ってますけれども、法的効果の話と物理的な執行体制が完全にそれで完成するという話は少し別で考えなきゃいけないと思うんですね。例えば銀行合併のときもですね、合併してからシステムが完全統合、完成するまでにこれ2年ぐらいですか。大体2年ぐらい、1年ちょっととか、りそなとかみずほとか、2年とか。ですから組織を再編するということはシステムもそうですけども、その執務フロア、それから人的体制、業務フロー、業務フローをですね、様々なものを統合していくわけですね。で、それはきちんと法的効果日として、特別区設置というものが決まってそこに向かって、また、そういう物理的な執行体制というものをきちんと整備していくわけですから、どうも何かこの協議会の中で、ちょっとその企業合併の話もあまりちょっと認識がないような話でですね、その法的効果の話と物理的な執行体制の話をごっちゃにして議論しているというところがあるんじゃないでしょうか。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、市長からお話ありましたけれども、ただ現実にこのIT関連、これを今までやったことがない。統合はあるかも分かりませんが、今回大阪市のように分割をすると。分割を

すると言うたら、怒る方もおられますが、特別区にするという。そしてなおかつ27年4月1日に起動させないといけないんです。だからこういう意味で情報関連の今の状況を確認させていただきただけで、ただ、今後その中身については、どうされるのかということは議論の対象になると思います。そしてまた、今は大阪市のかかっているコストが152億、年間。そして今回のイニシャルコストは160から430億。それを考えますとどれだけ厳しいかということは、先ほど、答弁、IT部長されましたけども、やっぱり厳しいんだなというのは実感をさせていただきました。これからどういう案が出てくるのか、具体案をまたお示ししていただければというふうに思っております。

それでは次の質問に移らせていただきたいと思います。

法改正や財政調整などについても、また、今回議論はちょっとしませんでした、地方交付税の算定問題。こういったものも国との調整が必要となってきています。先ほどからの答弁の中でも国との調整、こういう言葉が頻繁に出てくるわけですが、私は今後協議会で議論を進めていく中でね、重要になってくるのがやっぱり国との調整状況を把握させていただきたい。また、国との協議、どのような項目の内容で、また国のほうはどのような見解を表明されているのか。また、その相手機関はどこであるのかといったことも含めて、提示していただければとこのように思っています。また、進捗状況が確認できるようにしていただきたいと思いますと思うのですが、山口局長いかがでしょうか。

(山口府市大都市局長)

会長。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

協議会でですね、国との調整状況をご報告をして、それを踏まえてしっかりご協議いただく。これもう当然のことだと我々考えています。であの、従いまして今回のパッケージ案で、法改正事項という項目の中で法の改正を求める事項、それに加えて国と調整をしなければならない事項というもの全て、相手先を、相手の省庁を明示させていただいて、あるいはどの法律が対象になっているのかということを示すをさせていただいて、お示しをさせていただいたところでございます。そういう意味で先生ご指摘の項目の内容と相手先というのは、カバーされているのかなと。ただですね、具体的な、じゃあその省庁の部署がどこにあるかということなんですけども、これについてはまず、総務省のほうで窓口になっていただいてまして、各省庁との調整をするということですので、その進捗に応じて明らかになってくるんだろうと、その時点でまずそれはご報告させていただければというふうに考えております。

あと、どういう段階でどういうかたちでご報告をするのか。ここも、今、実務的な協議というのは総務省とスタートさせていただいてますけれども、これは相当いろいろと積み上げをして、当然法改正を求める事項ですので、法改正を求めるだけの立法事実、そういうことを積み重ねる必要もありますし、合理的な根拠を全国にどれだけの影響があるのか。東京都政にどういう影響があるのか。こういうこともしっかりと詰めていかなければならないということで、組織対組織でやってますので、今は実務者レベルでやっておりましてですね、また具体的に、今の段階でどれぐらいの時期に一旦回答をいただいて意見をいただいて、協議会にお示しをできるのか。まだそこは少しまだ総務省とは、詰めているという状況じゃありません。

従いまして我々としては、この協議をする中で、できるだけ協議会にしっかりご議論をいただけるように国の意見、国の考え方をフィードバックできるようにスケジュール等について、速やかに調整をしていきたいというふうに考えております。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

できるだけまた早く提示していただいて、課題等も分かればこの中でも議論できるチャンスがあると思いますので、お願いしたいと思います。

続いて、今後新たな大都市制度への移行に向けて、先ほどの法令改正だけではなく、今の話にありました分だけでなく大阪府市の議会の承認、そして住民投票。そして情報システムの改修、それから庁舎整備、さまざまな対応がやらなければならない。必要になってくるんですね。橋下市長が平成27年4月1日に新制度移行を目指しておられる。こういうかたちでいけば今から、残りは18カ月ということになります。今後進捗管理がどの程度進んでいるのか、何が問題か、様々なことをこの法定協議会で議論する上でも、残り18カ月間の全体的なスケジュール、工程表を早急に私は考えて出していただきたい。このように思いますが、山口局長、いかがでしょうか。

(山口府市大都市局長)

会長。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

平成27年4月までの18カ月の工程を示せということですが、ただ27年4月には、知事市長の提示をされている目標としては、27年4月ということだというふうに考えてますけども、ただ、まずこの設置の日というのは法定協議会でご協議をいただいて決定をしていただく事項というふうに我々事務局としては理解しております。そういう意味で言いますと第1回の法定協議会でスケジュールを確認させていただきましたけれども、この第2ステージはまずパッケージ案をお示しをして、その中で制度設計の考え方であるとか、基本的な大枠であるとか、こういうことについてご協議をいただいて、一定の方向性を出していただいた上で具体的に設置の日についても、その次の段階で協議するものというふうに我々事務局としては理解をしているということでございます。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

確かに私ども先ほど申し上げたとおり、特別区の設置の日というのは、この法定協議会で決めると。でも、橋下市長は27年4月1日、これに対しての思い入れは相当なものですよ。それであれば1カ月、それから逆算して1カ月前、どうなる、何が必要なの。2カ月前は何が必要なんだと、6カ月前は何をやるべきなんだ。そういうものはやっぱり示してもらわないとね、困るなと私は思います。

それは今おっしゃるとおり特別区の日が決まらないと言うんじゃないし、もっと柔軟にやっていただきたいとしますね。そういうものが出せないというのは、非常に残念で仕方がない。この法定協議会で、そういうシミュレーションが出せないというのはなかなか議論に対してみんな意欲を持ってできなくなってしまうというふうに私は思います。ぜひともまた、ご検討ください。出していただきたいとします。

(松井委員)

会長。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

明石委員にちょっと確認でいいでしょうか。

(明石委員)

どうぞ。

(松井委員)

事務方でそれを出そうとするならば、いつまでに、これは4案示させていただいているのは、この法定協議会の中で、この日では、決めていただきたいと採決もいただきたいというようなところを出して、そういうスケジュールを載せることとなりますが、そこはご協力いただけるのでしょうか。

(明石委員)

シミュレーションですからね。そういう決定事項はその中に出てくるでしょう。

(松井委員)

いやいや、ただし、決定をすることを、決定する日を決めていただかないと、なかなかスケジュールというものはこれは出せません。ですから、明石委員に確認で、それは出させていただきますけども、スケジュールに、後ろから追ったスケジュールによる、その日において、今、示させていただいている案のどの案でいくということのご決定をしていたくというのが、それは決めていただけるんですね。

(明石委員)

会長。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

ちょっとそれは問題が、お話がちょっと違うと思いますね。それはね。

(松井委員)

いや、違います。

(明石委員)

確かに。

(松井委員)

スケジュールを出すというのは、そういうことなんです。

(明石委員)

ある程度そのことを決めて進めないといけないと。私は物事を決めるためにあくまでもその目安となるものをどういうものがある。やっぱり1カ月後、2カ月後、ゴールから逆算して1カ月後、2カ月後、そして半年後、1年後、それはだいたいどういう目標を持って進まないと駄目なんですかということを示していただいけませんかということをお願いしているわけです。だから、その中で今松井知事がおっしゃっているのは、ここまでこういうの決めといて、決めたら次行きます。

(松井委員)

違うんです。違うんです。違うんです。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

明石委員が先ほど、橋下市長が27年4月、ここに強い思い入れを持ってらるんだから、事務局としてはそれに合うスケジュールを示せと。これが明石委員のお考えだと思います。で、それを示させていただくにはこの案を、この時点では案を決定してくださいねというところは、ここは委員の皆さんで議決をいただいてこの案ということを示していただかないとなかなか27年4月というところを決めて、これスケジュール示してませんから、そこだけはこの時期には決めてくださいということは、委員会に諮らせていただきますんで、それはご了解いただけるんでしょうかということなんです。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

はい、会長すいません。意味合いが皆さん聞いている方は、恐らく私が言うてることと、知事が言われていることに対して、知事が言われていることに「おかしいな」と思うてはりますよ。だから、今言われていることは、また、意味がないから、ちょっとまた置いときましょう。それは。

(松井委員)

いや、それ出してもらわないとスケジュール出せませんよ。部局では。

(明石委員)

それはおかしいと思いますよ。

(松井委員)

会長。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

27年4月、スケジュール、そこで、そこに向けての工程表を出せようおっしゃってるわけですから、そこに向けて工程表を組む限りでは、その前にどの時点で決めなければならないところが全部出てきますんで、ですからこの時点で、決めてくださいよということはお示しますんで、そこは日程は合わせていただけるでしょうねということだけをお願いします。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

議論の中身で、議論してよければ皆さんが賛同して、それじゃあ次のステージへ進もうということになれば、OK出るでしょう。ただ、中身的な問題が出たときには、不十分であれば検討しなければならない。それは当たり前のことであって、だからもうそういうことはもう、この日に決定していただけたら、そういう話じゃないんですよ。それが根本的に違うんで、もうここで議論をやめときましょう。それは今やったって無駄ですから。はい、次の議論に移りたいと思います。

(浅田会長)

明石委員に申しあげます。あと、3分ですので、よろしくお願いします。

(明石委員)

時間ないでしょう。そんな。時間返してほしい。それでは、職員問題は非常に問題があるということをおし上げておきたいと思います。

こういう職員問題についてはね、5区7区案の中で、このスタートラインで2,200人も、もう500人も足らんと。それに対して、今の新採用の職員が1,500人足るとか1,700人足るとか、そういう問題も大きいし、大阪市の中でも非常に今まで採用で、平成に入ってからでも、最高で495人しか採用したことないんです。いろんな問題がやっぱりありますし、そして様々なその、本当に採用ができるのかどうかということも含めて、そして、転任される技能労務職員、こういった問題。大阪市では300人も100人も変えられるか、そんなんとて無理です。そのようにお聞きしています。そういう問題もありますので、ここはもう少し具体的な案を、本当に中核市並みで職員を最適だということを出しておられますけどもね、本当にそういうことであれば、本当にこの中で、予算とか配置案とか、具体的に人数的に問題ないのかどうかということも、きちっと精査していただきたいと思いますし、そういうものを何らかのかたちで提示していただきたいと思います。

そして、次に府市統合による効果額について最後にお聞かせ願いたいと思います。府市ではこの二元行政の、いわゆる投資ロス、そして二重行政を出さない行政機構の整備をするため、広域自治体と基礎自治体の役割分担を行うことを基本としています。そもそもこの二重行政の定義は一体何であるのかと。そしてまた都市制度構築に必要な再編コスト、府市統合本部設置以降のA B項目の推進、また市政改革・府政改革など再編効果は、本来別物であると思います。また府市再編しないで得られる効果も含まれております。

例えば大阪市では、全体、パッケージ案では706億円ということで、再編効果額を出しておられますが、大阪市においてはその中でA B項目、これが入っています。A B項目の関連内容を見ますと。

(浅田会長)

明石委員に申し上げます。申し合わせの時間が過ぎておりますのでそこは、簡単にお願ひします。

(明石委員)

はい、端的に終わります。1億円しかない。大阪府ではこのA B項目の継続効果34.7兆円計上されておりますが、その中身は30億円はこれは除外されるべきだなというものもあります。簡単に言えばその中では、府立病院機構でも、運営、負担金の減額、これはただ単なる府立病院機構が黒字分を、負担分を減額しただけのことであって、そんなんも入っております。そういう意味では非常に納得のできるようなものではないということだけ申し上げたいと思います。

大都市制度の効果額とは言えないものが、算入されてるのはね、市民から見ても「なんでやねん」ということになるんじゃないかと私はストレートに気持ちで思います。また、その中で純粋に二重行政の解消効果はいくらあるのかということについてお教え願いたい

と思います。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)
会長。広域事業再編担当課長の松阪です。

(浅田会長)
松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

二重行政の定義につきましては様々な考え方がございますけれども、知事市長のお考えに沿いまして申し上げますと、大阪府と大阪市のように一定地域内に同じレベルの二つの行政主体が存在する状態が二元行政であり、この二元行政のもとで、府市のそれぞれの考え方に基づくサービス提供が大阪都市圏として、全体最適になっていない状態が二重行政であると認識しております。府と市におきましては、平成23年12月に府市統合本部を設置し、広域行政の一元化、二重行政の見直しといった府市統合の取り組みを進めるとともに広域行政と基礎自治体行政の役割分担を行うという考え方のもとで、市政改革プラン、府構造改革プランに基づく改革を実施してきております。

府市再編の効果といたしましては、このような大都市制度の実現に向け、その目的に沿って、制度実現前から取り組んできた改革と制度実現後に発生する効果全てを指すものと考えておりまして、府市統合本部で取り組んでいるいわゆるA B項目等の全てがこういった意味での二重行政の解消を含んでいるとこのように理解しております。以上でございます。

(明石委員)
会長。

(浅田会長)
もう終わってます。

(明石委員)
もう最後、終わります。

(浅田会長)
いや、もう終わってます。

(明石委員)

もう終わってますか。

(浅田会長)

ここで一旦休憩に入りたいと思います。再開は午後4時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩

(浅田会長)

それでは只今から協議を再開し、引き続き質疑を続行します。自民花谷委員からお願いします。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

自由民主党の花谷でございます。冒頭に会長にお願いがあります。今回の質問は、事務局であります大都市局の職員のみなさん方に対して行いますので、知事・市長からの答弁はいりませんので。

(浅田会長)

それは私の判断で。

(花谷委員)

ご指名にならないようお願いを致しておきます。

(浅田会長)

私が、それは私が判断でさせていただきます。

(花谷委員)

私たち自由民主党は条例に基づく推進協議会でも繰り返し説明をしてきました通り、将来の道州制への移行を考えますと、消滅するかもしれない大阪都と大阪市より力のない特

別区を作るより府と市で大阪広域戦略協議会を設置し、戦略と政策を統一し、二重行政を解消していくべきで、大阪市を解体するという制度改革に費やす時間と労力を経済成長に向ける方が大阪にとって望ましいと考えています。その立場から府市統合本部の取り組みは評価しますし、その改革の効果についても認めますが、今回示されたパッケージ案にはいろんな問題点があると考えております。大きく2つの点について疑問があります。

1点目は、効果とコストについて、あまりに都合のいい捉え方をしすぎていることです。具体的にいうと、府市統合本部のように大阪市を解体しなくても実現できる効果や、府と市がそれぞれで既に取り組んでいる改革による効果まで効果額として試算しているところです。純粋に大都市制度の変更による効果額を示すべきであると考えます。また、コストは平成27年度の大都市制度の変更後のみの数字ですが、効果額は平成24年度以降の数字としているアンバランスな問題もあります。

2点目は財政運営について、あまりに不透明な点が多すぎることです。具体的にいうと、財政運営の基本となる財政指標がどうなるのかよく分かりません。また、現在の補てん財源で大阪市の予算が成り立っているのですが、特別区の財政運営が本当に成り立っていくのかなどの問題があります。

これらの点を中心に関連事項にも触れながら順次質問してまいります。

まず、効果とコストの関係で、額も大きくわかりやすい職員数を例に質問します。職員体制の効果額はどのように算出されているのですか。また、試案1の場合、標準配置数で試算すると効果額はいくらになるのですか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。組織体制担当課長小林でございます。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答え致します。職員体制の再編による効果額につきましては、まず平成24年度の府市職員数と再編後における新たな広域自治体及び特別区と、特別区及び一部事務組合の配置数案を比較し、その間の削減人数に年間人件費800万円を乗じて算出しております。これをベースと致しまして、技能労務職員の削減に伴う業務の外部委託コストやA B項目の効果額と重複している人員削減分を減額すると共に、技能労務職員の事務職員等への転任などにより生じる新規採用抑制効果額を加えて試算しているところでございます。

ご質問の7区案の試案1につきまして、標準配置数に基づいて具体的な効果額を試算致しますと、平成24年度の職員数2万9898人と標準配置数2万8101人との差、1

797人に800万円を乗じますと144億円、これをベースと致しまして技能労務職員の削減に伴う外部委託コスト等100億円を差し引くと共に、転任などによる人件費抑制効果30億円を加えまして74億円となるところでございます。なお、5区案の効果額につきましては同様の計算で213億円となるところでございます。以上でございます。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

平成24年度の職員数からの削減数を基に効果額を算出しているということであるというのがよく分かりました。我々としては、平成27年度以降の削減についてもほとんどが大阪市を解体しなくても可能であると考えていますけども、少なくとも平成27年度までの削減は、市政改革や府政改革での削減であり、大阪市解体による削減でないことは明らかです。

この場で検証すべきなのは、大阪市を解体しないと得ることが出来ない効果額でありますので、平成27年度の職員数を比較するベースとなるもの、つまり発射台、これは24年度から算出しているパッケージ案ではおかしいというふうに断言します。お手元に配布しております資料1、パッケージ案に関する自民党の見解、これを1枚めくっていただきまして、イメージ図1というのをご覧いただきたいと思います。

この資料は細かい数字を検証することが目的ではなく、効果・コストの考え方や大きな増減傾向について、我々の主張を説明するために整理したものです。また、数値については全てパッケージ案、大都市局さんが準備されたもの、それを基に構成をしております。

試案1を例にした場合、パッケージ案の試算によりますと、平成27年度当初の職員数は3万1267人となっておりますが、これは2203人の増員が前提とされています。大阪市を解体しない場合、この増員は必要ないはずですので、この2203人を差し引いた平成27年度の2万9064人、これを発射台とすべきです。即ち、平成24年度の2万9898人から見ますと、図の左端の中段、(ア)というところをご覧いただきたいんですが、そちらに示しますように834人、67億円の削減となります。これは大阪市を解体しなくても得られる効果であり、効果額に入れるのは間違っています。また、大阪市を解体した場合、パッケージ案では2203人の増員を全て採用で対応すると176億円のコストがかかるので、その一部を再任用等で代えることにより、図の上段真ん中より左のをご覧下さい。そこに示しますように、30億円程度の積極節約が出来るとして効果額に計上していますが、これは大都市局が計上されておるわけですが、この数字を前提とした

場合でも、我々としては30億円の効果ではなく、 の下見てください。(イ)のところで示しますように、差引146億円のコスト増だと考えています。更に、将来における試算についても、パッケージ案では標準配置数2万8101人の場合、これは図の右の下をご覧いただいたら結講ですが、頭数では平成24年度の2万9898人と比較して、カッコは真ん中の中段より少し下のところにカッコしてアルファベットの(a)があります。(a)です。(a)に示しますように1797人、人件費に換算しますと144億円程度減らせませんが、同時に業務の外部委託コスト等が、今度(b)をご覧下さい、右端の下段(b)の上、 をご覧いただきたいんですが、(b)に示すように100億円かかりまして、差引(b)の上の に示すように44億円程度の効果があるとされています。

これに対して我々としては大阪市を解体しなくても出来る、実現できる平成27年度の2万9064人を発射台として計算し、先程の(b)の左、(ウ)カタカナのウに示すように2万8101人まで963人、人件費に換算しますと77億円程度減らせるものの、同時に業務の外部委託コスト等が100億円かかり、左端中段カタカナの(エ)こちらに示しますように、差引23億円程度のコスト増になるものと考えます。これらのコスト増は平成27年度から平成47年度の20年間で約1690億円、平成47年度以降も毎年約23億円になります。この図に示しますように、大阪市を解体した方が実際にはコストがかかってしまうということです。このような点からもパッケージ案において、少なくとも効果・コストの試算の発射台は平成27年度とすべきではないでしょうか。いかがですか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。組織体制担当課長小林でございます。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答え致します。今回の試案は新たな大都市制度が実現した場合の職員体制がどのようになるのかという観点から作成したものでありまして、ご指摘のような大阪市が政令市のまま存続した場合に職員体制がどうあるべきかという観点で検討したものではありません。職員体制にかかる効果額の試算につきましては、平成23年12月の府市統合本部設置以降、府市の垣根を取り払い、大阪全体の最適化を図るための府市再編に向けた一連の改革が行われてきたことを踏まえまして、平成24年度を起点としたところでございます。以上でございます。

(花谷委員)

府民・市民は。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

はい会長。ごめんなさい。花谷です。

府民・市民はなかなかそりゃ納得でけへんじゃないかと思います。やっぱ27年同士で比較すべきやと思います。以上の指摘は少なくとも平成27年度以前の改革の効果は大阪市の解体による効果ではないということで述べてまいりましたけども、もっと本質的に申し上げますと、平成27年度以降の効果についても、ほとんどが大阪市を解体しなくても可能であります。配布していただいています資料をもう1枚めくっていただきまして、イメージ図2をご覧ください。

図の右上に枠囲みで示していますように、平成27年度以降に実施を想定されているA B項目の職員減や技能労務職員のアウトソーシングなどは、大阪市を解体しなくても可能な削減であります。大阪市を解体しなくても実現できる平成27年度の職員数、2万9064人を達成した上で、更にこの削減を実現すれば、大阪市を解体するよりももっと職員数が少なくて済みます。これをイメージ図1と同様に計算しますと、中段真ん中(カ)、カタカナのカに示すように、20年間で約1440億円、平成47年度以降の、下段左端の(キ)左端の下の方に(キ)があります。ごめんなさい。右端でした、ごめんなさい。右端の(キ)に示しますように、毎年144億円の効果が出るということになります。大阪市を解体するよりも解体しない方が、上下で中段真ん中の少し左の(ク)、カタカナのクに示しますように20年間で3130億円、平成4年度、47年度以降も、上段右端の(ケ)に示しますように、毎年167億円得だということになります。まさに大阪市を解体することによって余分なコストがかかるということを示しています。以上、職員数について指摘をしてきましたけども、パッケージ案の効果全体についても、大阪市を解体しなければ実現できないものはほとんどないと考えています。これは大阪市を解体しなければ解消できない二重行政はないという我々の主張に対する知事・市長の曖昧な答弁からも明らかであります。この点に関する追求は次回以降にさせていただいて、本日はパッケージ案において大都市制度の変更による財政的な効果が現れる時期をどのように想定されているのかお伺いを致します。

知事・市長は、都構想を実現することで4000億円の効果があるといわれておりました。多くの府民・市民は、都構想によって新たな財源が生み出され、大阪の成長に向けた投資が可能になると、このように理解をされています。今回の案では、4000億円もの効果が期待できるものではないということが明らかになったと思いますので、広域行政の一元化の財政メリットはいつ出てきて、大阪の成長への投資に使えるようになるんですか。また、そのメリット、特別区はいつどのような形で使えるようになるんでしょうか。お答

えを下さい。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

会長。広域事業再編担当課長松坂。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

府市再編による効果のうち、現時点で試算可能な財政的效果については、それぞれの効果額が発生する時期と最大となる時期を示しております。その後も継続して発生するものと見込んでおります。効果額につきましては取り組みの進展に応じて発生するものであり、その活用につきましても事業施策への再投資や再編コストへの充当、あるいは収支不足への対応等、時々々の財政状況等によって活用が考えられるものであり、再編後の新たな広域自治体や特別区におきまして、それぞれの時期に判断して決められるものと考えております。

(橋下委員)

会長。前提事実についてちょっと確認させてください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

はい、質問じゃありません。前提事実なんですけど。これ試案1について検証してますけども、これは7区案ですよ。ですから7区案は職員数が一番増えるだろうというふうな案なんですけども、じゃあ5区案についても検証をやっていただけるわけですか。

(花谷委員)

やっています、やっています。

(橋下委員)

はい、そうですか。じゃあもう一つは、イメージ図2の方なんですけども、こちらの、ちょっと僕これ、まだ説明聞いて、頭の中まだ整理できてないので、僕の方の質問がおかしかったら答えていただきたいんですけども、大阪市という、解体って言葉を使っていますけども、僕は役所の再編だというふうに思ってるんですけど、そこはいいとしても、A B

項目とか既存の職員関連目標とか、いろいろこれを前提とされてますけどもね、じゃあA B項目は全部、自民党さんこれは賛成して下さるといことなんですね。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
反問権を使いになっているかどうかわかりませんが、これはあくまでも大都市局さんがお示しになられてる数値を活用してます。ですから、あなた方が出しておられる効果とコストによって示した数字ですので、それはそちらの方にボールがあると思います。

(橋下委員)
いやこれはイメージ図2っていうのは、それ出来るかどうかまだ自民党さんの方からでも決議いただいてないですね。そういう話をもって、こういう形でいろいろ試算をしますんで、そのの当たりについてもまた確認をさせて下さい。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
まあ次に進ませていただきます。以上、職員数について指摘しましたけども、ちゃうな、すいません、ごめんなさい。次行きますね、ごめんなさい。
やってみないとわからないということで、府民・市民は納得しないじゃないですか。今回のパッケージ案における効果・コストについては基準が曖昧で、肝心な部分は今後精査が必要と記載されています。効果・コストの試算においては特別区設置に伴うイニシャルコストやランニングコストを正しく反映させなければ正しい判断が出来る資料になりません。今回の案で特別区設置の初年度と想定されている平成27年度から年次ごとのコスト・効果についてもっと精度の高いデータを示していただかないと府民・市民に対する説明責任が果たせないと思います。この第2ステージでしっかりと議論させていただかないと次のステージには進めないと思います。この点について事務局の考え方を教えて下さい。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)
会長。広域事業再編担当課長松阪です。

(浅田会長)
松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

コストの内、システム関係費につきましては諸条件が未確定のため、粗い試算となっており、また効果額につきましては現時点において算定可能なものについて試算を行ったものであり、これらについては今後更に精査する必要があると考えております。事務局と致しましては第1回協議会でご確認いただきましたスケジュールに基づきまして、この第2ステージにおいてご議論いただくため、パッケージ案をお示ししたところでございます。制度設計の基本的考え方や大枠についてのご議論をお願い出来ればと考えております。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

数字を出さしたのは大都市局ですので、府民・市民が誤解するような、誤解をしてしまうようなことは出すべきではなかったのではないかなと、今の答弁ではそういうふうな感想を持ちました。

続いて財政関係で質問を致します。財政調整制度の資料では調整財源の配分割合として広域自治体24%、特別区76%というふうになっています。しかしながら、大阪市において既に発行された市債の償還にかかる公債費について、償還の主体は広域自治体だが財源負担は特別区とされており、実質的には特別区への配分割合は少なくなります。償還主体を広域自治体とするなら財源負担も広域自治体とする、あるいはその逆でどちらも特別区とする方がわかりやすいのではないのでしょうか。まあパッケージ案では実態がよく分からないので、財政調整制度と公債費の関係などについて質問します。

まず償還の主体が広域自治体で財源負担が特別区とされていることについて、制度的には可能だというふうに思います。自治体の財政運営としてわかりにくいし、総務省との話し合いも必要ではないかと、こういうふうに可能であってもその必要性を我々は感じているところです。財政調整や財産債務承継の分野で総務省との協議や了解を得る必要がある事項、これはいろいろたくさんあると思うんですが、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。大都市制度担当課長白波瀬。

(浅田会長)
白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答え致します。財政調整や財産債務承継の分野で総務省と協議していく必要がある事項につきましては、現時点で財政、調整財源に交付税、臨時財政対策債、これを加えることと、臨時財政対策債の発行方法等がございます。この他特別区の財政調整交付金の交付方法でありますとか、新たな大都市制度への移行に伴う交付税の算定方法、財政健全化判断比率の算定方法及びこれに関連した標準財政規模の算定方法等、また特別とん譲与税等の取り扱いなどを想定しております。協議の過程でこの他にも調整すべきとされる事項が出て来る可能性がございますが、事務局で考えておりますのは主に今申し上げた事項でございます。以上でございます。

(花谷委員)
会長。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

多くの調整課題があるということがわかりました。これらのことは全てOKにならないければ新たな大都市制度は実現しないということだと思います。パッケージ案じゃ実現しないということなのでしょう。ですから総務省との調整が必要な事項についてはいつ頃その方向性を示していただけるのでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)
会長。大都市制度担当課長白波瀬。

(浅田会長)
白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答え致します。先程局長からも答弁させていただきましたけれども、総務省と協議を開始したところでございます。現時点ではスケジュール感は確定しておりません。国の考えが示されましたら適宜協議会にご報告させていただきたいと考えてます。以上でございます。

います。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

総務省との協議に関する議事録ですね、それは適宜ではなくて、その都度、総務省に行かれたらその都度我々府議会に、市議会などにお示しいただく必要があると思います。お願いできますか。

(山口府市大都市局長)

会長。大都市局長山口。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

総務省の協議につきましては、先程もご説明させていただいたように、いわゆる組織的にやらせていただいているということで、実務的にですね、いろいろな視点からいろいろな考え方をぶつけ合っただけでまいるさせていただいているということでございますので、ある程度組織的にちゃんとご説明というか、ご報告できる節目節目でご報告させていただきたいというふうに考えおりますので、よろしく申し上げます。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

節目節目まで隠さないといけないことがあるようには思えないですね。東京都の特別区の彼らも大阪だけが特別になるのかどうかというのが関心あると思うんですね。だから総務省との協議、我々この大阪側が求めていること、総務省が考えていること、これは我々

もその都度知っておかないと、このスケジュール感についても非常に問題が生じるなというふうに思いますので、これは改めてお願いしておきます。

(山口府市大都市局長)
会長。

(浅田会長)
山口局長。

(山口府市大都市局長)
決して隠し立てをしているということではなくてですね、やはり円滑に協議をしていただくということが我々の役目だというふうに思っていますので、ある程度論点、そこをしっかりと整理された段階でお示しをさせていただくということが本来の姿だというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(花谷委員)
会長。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
そこらあたりはまた改めて議論させていただきたいと思います。やっぱり府民・市民はしっかりとね、経過を知っておくべきだと、その前に我々がそれを把握すべきだというふうに思っております。
続いてですね、行きます。自治体の財政運営、これは新しい公会計制度に基づくバランスシートで行うというのが府と市の方針であったと思います。橋下市長も石原前の都知事もですね、しっかりとそれを仰ってました。だとすればパッケージ案のような財源負担はするけども名目上債務のない特別区を一つの自治体として誕生させるのはおかしいのではないですか。しっかりと債務を付した形で特別区としてスタートさせなければ健全な財務管理が出来るとは思えません。また、今後発行されるであろう特別区債、特別区が単独で発行される負債ですね、これも考えれば財政指標の面でいびつな形になるんじゃないでしょうか。特別区、広域自治体のバランスシートや財政指標はどのようになりますか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)
会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

債務の承継に当たりましては、地方債の引き受け先でございます市場の安定性を保つことを第一優先に考え方を整理しまして、新たな広域自治体に承継することが適当との案をお示しさせていただいたところでございます。また、その債務を新たな広域自治体に承継することで、一般の道府県や市町村とは違った形を以て債務を管理していくこととなってまいります。それにつきましてはそれに相応しい財政指標等の算定方法につきまして、総務省との協議を開始したところでございまして、算定方法は現時点では定まっておりません。

次に特別区及び新たな広域自治体のバランスシートや財政指標についてでございますが、府では新公会計制度が既に導入済みでございます。市のほうでは平成27年度からの導入を目指しまして、現段階で準備作業中でございます。そのため、現段階でバランスシートを精緻に試算することが出来ませんものの、今回のパッケージ案でお示し致しました財産・債務の承継案に基づきますバランスシートの簡易なイメージでございますとか、実質公債費比率などの財政指標の試算につきましては、総務省との協議内容をも踏まえまして当協議会にお示し出来るよう作業を進めてまいります。

(花谷委員)

会長。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

そこら当たり特別区の運営にとって肝、肝ですよ。当然広域自治体の大阪府にとっても非常に肝になりますけども、まず新たによちよち歩きからやという方がいらっしゃいますけども、特別区がスタートした段階でしっかりとその都市の経営が、経営を把握する手段、指標、これを把握させないといけないわけで、まずはこの法定協議会で、そのあたりね、きちっとしないと、何か確か日本の国がダメになったのは新公会計制度がないからだというような方が、東京の前の都知事だったように思っておりますので、ここは今の答弁しっかりと、この第2ステージの間でお示しをいただくことをお願いして、私からの質問は終えたいと思います。

(柳本委員)

会長。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

私の方から引き続き自治体の財政運営について更に質問を掘り下げさせていただきたいと思います。前段の公明党さんの質疑の中にも出てきたんですけども、今の大阪市では300億から400億の補てん財源で予算が成り立っているのが実状です。それを踏まえてシミュレーションがなされていないというふうに思うんですね。本当に特別区がそれぞれの自治体として予算が組めるのかどうか、その点が非常に心配なんですけど、特別区では平成27年度の予算が組めない場合もあるのではないかと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。大都市制度担当課長白波瀬。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答え致します。現在の大阪市の収支不足への対応につきましては、平成25年2月版の今後の財政収支概要(粗い試算)によりますと、通常収支の均衡に向け、市政改革プランや府市による広域行政、二重行政の一元化を実現しますと共に、更なる改革に取り組み、補てん財源に依存せず、持続可能な財政構造の構築を図るところでございます。これは大阪市の財政運営の中でその対応について検討が必要なものと認識しております。その上で今回の制度設計案では、特に制度移行当初は特別区におきまして十分な財源対策が実施できない可能性も考えられますことから、一定期間、セーフティーネットとして特別区の財政運営をサポートすることを目的に市が造成致しました財政調整基金を活用致しまして、助けを行う仕組みを構築することとしております。このような仕組みを備えました上で各特別区で予算編成を行っていただきたいと思いますと考えおります。

(柳本委員)

会長。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

結局、補てん財源で賄っている部分を財政調整基金があるから、それを使えるんじゃないかという議論かと思います。ただ先程来議論がありましたように財政調整基金も限界があり、また偶発債務に対して対応もしていかなければなりません。そういったことを考える時に10年後、20年後、先どうなるのかという疑問もありますが、そこについては先程来の話の中で特別区の区長さんがですね、自由裁量の中で行政サービスを決めていくこともあるので、なかなかシミュレーションはしにくい、こういったことについては一定理解は出来ます。しかしながら、少なくとも平成27年度の予算についてはこの法定協議会の中で明確に予算が組めるのかどうか、提示をしていただく必要があるかと思いますが、この点について山口局長、出していただけますでしょうか。前提条件がね、一定必要かと思います。仰る通りどういった行政サービスをやるかということについての前提条件があるかと思いますが、その点については今現在大阪市が行ってる行政サービスを広域に持って行く部分は持って行っていただいてもいいと思うんですけど、その部分を特別区で同じように行うという前提条件の中で5ブロックか7ブロック案に分けた時にそれぞれの自治体が予算ちゃんと組めるのかどうか、その点についてご提示いただけるのでしょうか。

(山口府市大都市局長)

会長。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

27年度の予算どういうものになるかということですが、我々としては先程來說明してますようにですね、まずやはりこれを作るための前提条件、いわゆる制度の大枠なり基本的考え方をこの協議会で一定の方向性を出していただく、その上で先生ご提案の現行サービス水準でシミュレーションしろということが、この協議会ですね、コンセンサスを得れるというのであればですね、作業させていただくことになるかと思いますが、ただまずは我々今回ご提示しているのは、あくまでもやはり制度の基本的考え方、大枠をですね、やっぱりしっかり協議会の方で方向付けをしていただくということが先決ではないかというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(柳本委員)
会長。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)
その前提条件を、例えば今提示いただいた前提条件を是とした場合であれば作っていただけということですか。

(山口府市大都市局長)
会長。

(浅田会長)
山口局長。

(山口府市大都市局長)
少なくともですね、今回知事・市長の考え方に基づいて制度設計案というのをしておりますので、これを、言葉悪いですけども、基本的には了承するということが、やはり制度設計をこれからいろいろシミュレーション、そういう27年度の予算とかねですね、そういうことを考えていくにあたっては、それはやはり方向付けというのは我々としては必要ではないかというふうに考えてます。

(橋下委員)
会長。橋下です。

(浅田会長)
橋下市長。

(橋下委員)
これ補てん財源が今あることをちょっと柳本委員、前提にされてますけどもね、もし補てん財源なくす、予算を組んで、そこはつきりさせて欲しいっていうのであれば、26年度予算そりゃやりますけどね、272億円削っていきましょうか、そしたら。議会のみなさんの協力得られるんだったら26年度やりますよ。
だからこれ、補てん財源とかね、財政調整基金っていうのを、今大阪市の状態、使ってやってるんで、今これ使ってやってますからね、新しい大都市制度になってもそこはきち

んとした制度設計をやって、今のそのサービス水準というものは確保できるように予算編成できるような体制を作っていきます。ただこれ補てん財源というのは、あきらかにもうなくした形ではっきりさせようっていうのであれば、今の段階でやろうと思ったらそら、号令かけてやりますけど、それはやっぱり無茶な話なんでね。今の財政調整とか補てん財源、それでも大阪市の今の予算をそれを使ってやってるんですから、それは新しい大都市制度でもうまく制度設計やって、予算編成を組めるようにしていきたいと。

(柳本委員)

会長。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

補てん財源を活用するか否か、またそれを活用して大阪市の、今の大阪市の予算が組めるかどうかについては大阪で議論したいと思います。ただですね、先程来議論があったように、補てん財源として未利用地の売却の予算なんか出てくるわけですけども、そういった普通財産が偏在しているからこそ組めないじゃないかという議論が出てくるんです。大阪が、大阪市全体という形であるならば、まだそこで補てん財源、本来使うべきでないという考え方は別に否定はしませんけども、その中で何とかやりくりする手法はあるけれども、分けてしまった場合、補てん財源となり得る部分がないんじゃないかということをご主張させていただいております。

併せて前提条件の話なんですけども、実際今回提示いただいた前提条件を全て是とするわけにはいきません、いきません。しかしながら、何か話をシミュレーションして下さいというにあたってはですね、若干前提条件を是としないと、例えば今回提示させていただいたこの人件費のものについてもですね、先程橋下市長から話がありましたように、この削減改革プラン全部自民党さん是とするんですかという話になりましたけども、是とするわけではありません。もちろんありませんけども、是とした上で前提条件を合わせないとですね、比較対象出来ないから、私たちはこういった前提条件を基本的に認めるとした上での問題点があるでしょうという指摘をさせていただいてるということをご理解いただきたいというふうに思います。

ちなみにこの職員体制のシミュレーション一つをとってもですね、例えば人口10万当たりの職員配置で、えいやあっでやってもかなり雑駁なものであります。そもそも将来推計人口で5区案・7区案を作っているにも関わらず、今回は平成22年の国勢調査のね、人口ベースで大体どれぐらいの職員配置かということを考えておりますし、また中核市の近隣5市、比較対象としておりますけども、そもそも西宮でしたか尼崎、東大阪でしたか

ね、除いて全部昼間人口減る自治体なんですよ。こういう自治体と比較して本当に今の政令市内の大阪市の行政サービス賄えるかどうかという判断が出来るのかどうか、あるいは高齢化率であるとか担税力であるとか、そういったことも踏まえてですね、比較対照しながら補正率を掛け合わせていかないと、本当にそのそれぞれの特別区でこの職員の人数で体制が整えられるのか、本当に行政サービス低下させることがないのかということは、なかなか議論できないということをし添えておきたいというふうに思います。

(山口府市大都市局長)

会長。あの。

(柳本委員)

まだ質問がありますので、すいません。その上でね時間が余りありませんので、質問させていただきたいことは、冒頭、維新からも、吉村委員からも質問があったんですけども、そういった複雑な財政調整、都と特別区間の財政調整並びに特別区の間での財政調整を都区協議会でやっていくというふうにおっしゃってるんですけども、これが本当にまとまるのかどうかは本当に我々は不可解です。東京都はまだ不交付団体ばかりが集まって、金持ち喧嘩せずじゃないですけど、そういう状況の中で曲がりなりにもまとまっておりますけども、その中でもパッケージ案でもご提示いただいたようにですね、都と特別区の間で引っ張り合いというのは今もなお起こってるんですね。そういう現状の中で今回のパッケージ案は特別区重視とか、特別区の意見が十分に反映される仕組みを取りますとか、すごく聞いてみればええようなシステムにしてもらえんなあと思うんですけども、本当にこういったものが出来るんでしょうか。まとまるんでしょうか。私ははなはだ疑問ですけども、その点についての見解をお聞かせ下さい。

(山口府市大都市局長)

会長。大都市局長山口。

(浅田会長)

山口局長。

(山口府市大都市局長)

少し、まさに先生、ご指摘をいただいた職員体制のそういう問題点、こういうことをしっかりまず我々としては協議会でご議論いただいでですね、方向付けしていただきたいということなんですよ。こういうことが不確定というか確定しない段階でですね、いろいろシミュレーション出せといってもですね、混乱するだけだと我々、議論拡散するだけだということに思ってますので、やはりそういう意味ではやはり制度設計の基本的考え方とい

うのはしっかりまず協議会で確認いただくのはしっかり決めていただいでですね、やらせていただきたい、これが我々事務局としての考え方です。その上で都区協議会のご質問にお答え致しますと、確かに調整というか、その協議でですね、決めていくっていうことは場合によっては利害が相反して難しい場合ってのは当然想定されます。そういう中でどういう解決方法があるのかっていうことを一つの我々ラフイメージとして、例えば第三者による斡旋であるとか、そういう機能を持たせられることが出来ないかということをご提案させていただいてますので、この点についてもですね、いろいろなご意見いただけると非常にありがたい。協議でやるっていうのは自治体間では当然のこととして今までやられてると思いますので、その中でもめた時にその制度創設ってというか、そういうものっていうのはしっかり考えていく必要があるというふうに考えております。

(柳本委員)
会長。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

自治体間で係争といわんでもないんですけども、協議会などでもめた場合には第三者的な機関が斡旋をして調停をするという手法は確かに必要かと思います。ただ都構想の中ではですね、都と複数の特別区、たくさんの主体があって、その中で意見が本当にまとまるのかというのを考えたら、かなり難しいのではないかとということが想定されます。併せて先程もいいましたように、特別区重視とか特別区の意見が十分に反映される仕組みとかですね、あるいは財政調整等々についても中核市並みということで、特別区に一定の権限財源を与えようとしておりますけれども、そのような状態を見た時、先程花谷委員も仰ってましたけども、今の東京都の特別区はどう思うでしょうか。今も都区協議会の中で喧喧譁譁の議論をしながら、もっと権限くれ、もっと財源くれているんです。大阪に認めるんやったらほな東京にも認めてくれよっていう話が必ず巻き起こるのではないかとこのことを、これ東京の方々にもぜひこの大阪の議論を見ていただいてね、大阪だけ特別扱いするんやったら東京も認めてくれよっていう声を上げていただかなければならないんじゃないかなあというふうに思っています。

最後に、今日の質疑の中で都構想によって大阪市と大阪市議会がなくなるだけで、何もなくなるんじゃないかという話がありましたけれども、やはり私はこれまで大阪市が大阪市として大阪市域内に一体的に提供してきた行政サービスが低下する、あるいはなくなってしまう懸念があるということは申しておきたいというふうに思います。大阪市が大阪市という一定のスケールメリットを活かすことによって、これまで高度な行政サービス

を提供してきたという厳然たる事実もあるわけですから、それが本当に特別区体制になった時にも継続して維持できるかどうかということのをこれからのパッケージ案でも示していただきつつ、我々も議論をしていきたいというふうに思っておりますし、そういったことの議論を進めるにあたってはまだまだ時間が必要だということを申し添えておきたいと思っております。以上です。

(浅田会長)

次に民主・みらい長尾委員からお願い致します。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

OSAKA みらいの長尾です。民主党所属ネット府議会議員団、OSAKA みらい市会議員団からの質疑ということで、まずは私の方からさせていただきます。今回のパッケージ案につきまして、全体として大変膨大な案が出されております。その事務局の作成の労については多と致しますけれども、全体として読ませていただいて、残念ながらこのパッケージ案は架空のプランといわざるを得ません。まず、事務分担の案についてお聞きをしたいと思いますが、住民に身近な事務は特別区で実施する。ニアイズベター、それは大変いいことのように聞こえますが、どうしても私はまず前提として政令指定市の大阪市を解体して特別区に身近な事務であっても分割をしてやらなければならないのかどうか、まだじっくりときません。

例えば生活保護、保育など、生活保護であれば各区役所、保育所であれば保育所で行っておって、そして市役所でそれを企画統制をしているという今の体制をですね、わざわざ分割をして職員体制も別々に分けていくと、いう必要が本当にあるのかどうか、非常に全体として疑問であります。前にも申し上げたかも知れませんが、むしろ例えば大阪市、横浜市では待機児童ゼロを達成したと、あるいは今の大阪市でいえば西成特区構想ということでですね、大阪市全域のパワーとスケールメリット、このことを活かしていく、その職員組織で政策を運営して、資金を投入していくことにメリットがなおあるんではないかと思いますが、まずその点についてお聞きを致します。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局事務事業調整担当課長片岡でございます。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え致します。本協議会につきましては、大阪にふさわしい新たな大都市制度への移行にあたり、特別区設置協定書の作成に向けた具体的な制度設計を行うこととされております。事務局と致しましては、特別区の設置を前提として制度設計を検討しているところでございます。以上でございます。

(橋下委員)

会長。市長の橋下です。

(浅田会長)

橋下市長。

(橋下委員)

さっきは柳本委員の話でもあったんですけど、一体性という話と多様性っていう話は完全に抜けてると思いますね。これは大阪市内ではやっぱり多様性っていうものをどれだけ重視しているかということ、それから一体性のサービスは大阪の、大阪市域内という狭いエリアで一体性のサービスを提供せずに、大阪全体で一体的なサービスを提供していくというのが大阪都構想ですから、その一体的なサービスというのは大阪市域内だけで考える必要はありません。むしろ大阪市域内は多様な、きめ細やかなサービスが必要な状況です。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

会長、委員間討論の日は別途設定はされておりますので、その場で十分させていただきたいと思います。先程の事務局の答弁を踏まえまして、一つ例を出したいと思います。特別区に仕分けされている業務でありましてですね、その一部が広域というのが結構あります。例えば、多分これもそれに該当すると思うんですが、DV 防止法における配偶者暴力相談支援センターですね、現状では大阪市 1 ヶ所設置をしております。このパッケージ案

であればですね、DV対策に関する事務は特別区ということでありましてけれども、配偶者暴力相談支援センターについてはおそらく広域になるんじゃないかと思いますが、まずその点確認したいということ。そして、もしそうであればですね、大阪府におけます現状の体制施設で現在大阪市が行っている市域内のサービス水準を維持することは出来ないんじゃないかというふうに思いますが、この点についてお聞きを致します。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長片岡でございます。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

DV対策に関する事務につきましては、身近な特別区で実施するのが効果的であるとの考えから、各特別区で判断の上実施することと致したところでございます。ただしDV対策の内、配偶者暴力相談支援センターにつきましては、一時保護等に関する事務と共に専門性の確保や広域的な対応が必要であることから、広域自治体で実施することとしたところでございます。広域自治体において相談業務を実施する特別区と連携しながら適切に事業の執行ができるものと考えているところでございます。以上でございます。

(長尾委員)

次にですね。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

はい。すいません、会長。このパッケージ案ではですね、国民健康保険、介護保険、そういう住民に身近な事業以外にもですね、住民情報系の7システム、あるいは児童自立支援施設、中央図書館、動物センターという66ヶ所ですかね、そういう重要施設が一部事務組合で共同管理、水平連携ということになっております。それから児相の一時保護所、障がい者更生相談所、監査委員及び事務局についても機関の共同設置と水平連携と、こういうパッケージ案になっておりますけれども、多くのこういう事務がですね、特別区に仕分けをしたといいながら、水平連携で実施するということになっているのは自己矛盾であると、政令市を廃止をして特別区に分割をすることの矛盾の現れであるということを指摘しておきたいと思いますが、この点についてご見解をお聞きしたいと思えます。

それからですね、仮に水平連携がそういう仕組みが必要であるとした場合にですね、なぜ一部事務組合を採用しておられるのか、現在ではですね、例えば直接請求など民主的な仕組みが閉鎖的であると、一部事務組合は、そういうことで広域連合という制度も出来たというふうに理解をしておりますが、広域連合なども検討されたのかどうか、併せてお聞きを致します。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)
会長。

(浅田会長)
片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

はい。住民に身近な事業につきましては、公選の区長、区議会の下、地域の実情に応じて自主的・自律的に施策を展開していただくため、各特別区の事務と致しております。しかしながら、専門性やサービス・公立性の確保が特に求められ、単独区での実施が困難なものにつきましては、例外的に水平連携で実施することとしたところでございます。具体的な事務数で見ましても、特別区の事務1676事務の内、水平連携で実施するとしたものは94事務であり、大部分の事務については単独区で取り組まれるものとしたところでございます。特別区を設置することと矛盾するとは考えておりませんし、水平連携で実施する事務につきましては、施設やシステムの管理が中心となることから一部事務組合による実施が妥当と判断させていただいたものであり、協議会でご議論いただきたいと考えております。以上でございます。

(長尾委員)
会長。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

私と致しましては、こういう大きな一部事務組合は住民との距離が遠くなる、住民自治によるガバナンスに問題を生じるというふうに思っておりますので、その点だけ申し上げたいと思います。それから1676事務のうち94事務というのはですね、果たして例外だといえる数なのかどうか大いに疑問であるということは繰り返し指摘をしておきたいと思っております。更に水平連携に関連を致しましてですね、このパッケージ案で水平連携を想定

しておられる施策事務においてですね、逆に均質性、公平性は担保できるというふうに考えておられるのかどうか、併せてお聞きを致します。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

水平連携を想定している事務の内、国民健康保険・介護保険につきましては、保険財政の安定化の確保、保険料のばらつきを生じさせないことなどに配慮を致しまして、一部事務組合で実施することとしたものでございます。また児童相談所・一時保護所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所等につきましては、専門性、公立性の確保が特に求められることから、移行当初は水平連携で実施する必要がありますが、一定期間経過後、条件が整えば各特別区での実施も可能と考えているところでございます。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

事務分担ですね、案ですね、これまで中核市並みということで、東京特別区よりも多くの権限を新たな特別区に仕分け・整理をしているということなんですけれども、しかしそれは財政調整が必要ということでありまして、その財源が十分に担保される保証は、先程補てん財源の問題もいろいろ指摘がございましたけれども、東京特別区は裕福な財政でありますので、東京都は、特別区、その東京の特別区以上の事務を本当に実施出来る担保があるのかどうか、無理があるのではないかというふうに思っております。また、港湾や大学など、広域自治体が担うということになっておりますが、大阪市民にとっては、これまでよりも行政が遠い、遠くなるという結果になります。我々としては中核市並みの特別区という点については、この案でいきますと、特別区には中途半端な地域まちづくりの権限しかないという意味で、スローガン倒れじゃないかと、羊頭狗肉ではないかというふうに思っております。繰り返しになりますが、脆弱な財政基盤の中ですね、中核市ど

ころか政令市や都道府県の事務も特別区にさせるという案になっております。実現性に疑問があります。辻褄合わせで実現不可能な事務分担案になっているので、更に後程財政調整については質問致しますが、交付税まで調整財源にそれを賄うために加えようとしているというふうにはしか考えられない案であります。それでもなお、この案で特別区を設置するということになると、結果として市民のみなさんにサービスの低下を我慢していただくということになるのではないかとということになります。どうしても分割して特別区を設置したいということであれば、とりあえずは東京並、東京の特別区並みから出発をする、スタートをするという考えもあるのではないかとこのように思いますが、本当にこの事務分担案は実現可能なのかどうかお聞きを致します。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長榎下。

(浅田会長)

榎下課長。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

今回お示ししております事務分担案ですけれども、これは、これまでの法定協議会でのご議論を踏まえて作成したものでございまして、特別区につきましては住民生活や地域に直接関わりの深い事務を出来る限り総合的に担えるよう、中核市並の権限を有する基礎自治体とすることを念頭に整理したところでございます。この事務分担案をベースに致しまして、事務を実施するための組織体制や財政調整を含めたパッケージ案として、今回お示しさせていただいたものと考えております。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

はい。更にですね、新たな広域自治体、いわゆる都と特別区の関係になるということによってですね、二重行政がなくなる、あるいは自治体間の権限争いや押し付け合いがなくなるというわけではないという点も指摘をしたいと思います。これまでの東京の歴史を見ますと、長年にわたって都区間で権限や財源について争いが行われてきて、完全に解決をしているわけではありません。大都市大阪ということでもあります。次々と新たに今後も行

政課題が生じてまいります。自治体間、広域と特別区の間ですね、取り合う事務とどちらもやりたがらない事務がどうしても出てきます。結果として二重行政が生じたり逆に押し付けあった結果、空白が生じます。これではそういう、新たな行政課題に直面する住民にとって不幸であります。

例えばですね、あいりん対策について見てみますと、今回の事務分担案では広域自治体に仕分けられております。広域自治体の総合調整の下、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施するというふうになっておりますが、遅かれ早かれ両者の間で押し付け合いが起きるのではないかというふうに私は危惧を致します。新しい広域自治体と特別区になったとしても、こういう二重行政あるいは事務の押し付け合いが生じるのは変わりはないと思いますが、それでも府市の再編はメリットがあると考えておられるのかどうかお聞きを致します。

(松井委員)

会長。僕が答えます。

(浅田会長)

松井知事。

(松井委員)

長尾委員。東京都の事務の押し付け合いという、ネガティブな表現なのか、それを切磋琢磨といえませんか。東京23区のそれぞれの争いは誰のためにやってるんですか。その区民の幸せのために23区長がみんな自分ところの区の区民の幸せを願ってみんな切磋琢磨して、争いじゃないんです。そこでもう喧喧諤諤議論をして、自分の区のことを考えてやってるんです。だからそれが争いととられるのかね、それは区民の幸せを願った建設的な議論と捉えるか、そこだけの差だと思います。だから各区が出来たところでね、これがそれぞれ押し付け合いになって、行政が停滞するなんてことはありません。それと先程から聞いてると大阪都は、大阪府は、大阪市も貧乏だから、苦しいから、もうそういうネガティブな話ばかりなんですけど、だから東京都のようになりましょうよと、そういうふうに、ちょっとポジティブにものを考えて、質問をお願いしたいと思います。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

委員間討議は別の場所でさせていただきたいと思いますが、直接お答えは差し控えますが。

(松井委員)

できる言うてるんちゃうん。

(長尾委員)

取り合いはわかりますけれども、押し付け合いは絶対起こります。その場合は空白が生じる。このことを指摘しているわけであります。府市再編によってですね、生じた財源効果額から再編に伴う経費・コストを控除してなお生じる余剰を新たな施策の展開に充当していく、あるいは更なる府市財政健全化に使っていく、その結果、大阪の活性が図られるということが、新たな大都市制度の効果でなければ意味がないというふうに思っております。先程申し上げておりますように、都区制度にしても新たな二重行政は常に引き起こします。

またですね、先程の冒頭の市長の発言とも関連を致しますが、税金に関する民主主義、納税者主権、住民自治ということが大きく後退はするわけであります。東京の場合はですね、23区が東京都全体の人口においても、議員の数においても過半数を占めております。しかし大阪府の場合は、それは人口での4分の1近いんですか、議員の数でも3分の1であります。果たしてどちらの意見が通るとお思いでしょうか。財政調整の協議はですね、広域と特別区の間協議については結局広域の側の言い分が通ることになります。

またですね、仮に百歩譲って再編を認めるとしても、また将来の行革スリム化を否定しないとしても、現行の制度からこの27年4月に移行した時の人員や予算、責任体制についてはこのパッケージ案では全くリアリティーを感じる事が出来ない案であるということ再度指摘をしておきたいと思えます。

次に30次地方制度調査会答申に関する質疑は後に回しましてですね、事務分担の考え方ですね、5区案と7区案が一緒になっております。職員体制は当然違いますけど、区の規模によってですね、事務分担案も変わる場合があるんじゃないかと思えますが、なぜ5区案でも7区案でも事務分担が同じなのかお聞きを致します。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長榎下。

(浅田会長)

榎下課長。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

お答え致します。事務分担案につきましては、特別区の中核市並の権限を有する基礎自治体とすることを念頭に検討を進めてきたものでございます。その上で職員体制や財政調整などを含みますパッケージ案として5区であっても7区であっても中核市権能を担えると考え、制度設計案をお示したところでございます。以上でございます。

(長尾委員)

はい。事務分担が我々。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

すいません、会長。

先般の第30次地方制度調査会答申です。都道府県から政令市へ権限移譲すべきとされている事務は確か35程あると思うんですが、それぞれの事務は今回の事務分担案ではどうなってるか、最後に、事務分担の最後にお聞きをします。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長榎下。

(浅田会長)

榎下課長。

(府市大都市局榎下事務事業調整担当課長)

地方制度調査会の答申で政令市へ権限移譲すべきとされた都道府県の事務は35事務ございます。この内、既に大阪市に移譲されている事務や、現在は府が実施しておりますけれども、新たに特別区が担うことを検討すべき事務など12の事務を今回仕分けの対象と致しました。その内容と致しましては、特別区の実務としたものとしてパスポートの交付や病院の開設許可など6事務でございます。広域自治体の事務としたものとしては小中学校教職員の給与負担や高圧ガスの製造・貯蔵許可など6つの事務となっております。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

次に職員体制についてお聞きを致します。職員体制については最大の問題であるとも思っております。示されている配置数案は近隣中核市の平均モデルから算出をされたということになっております。全くの机上の数値であります。西日本最大の都市、大阪で提供されるサービス・事業に見合う体制というふうには到底考えられない実態と乖離をしているというふうに思います。試案1のあ職1ですかね、考え方 というのが書いておられます。考え方 というのを私は将来の体制という意味では全く否定するものではありませんけれども、まずは考え方 に沿って算出すべきではないかということが1点目であります。

それからモデルを求める場合ですね、近隣中核市5市ということにこの案ではなっておりますが、誰が見ても常識的にこの5市と大阪市は同じような性格の都市であるというふうに思われる方はいないと思います。もちろんそれぞれ独自の自治体でありますから、例はないといえばそれまでですけども、やはり最も近いものとしては東京特別区と比較すべきではないかなというふうに思っております。

それから3点目にそれと関連を致しますが、夜間人口を指標として算出されております。昼間人口や事業者数、あるいは政令指定都市であったことなど全く考慮されていないけれども、それらも考慮されるべきと思いますが、以上3点についていかがでしょうか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。組織体制担当課長小林でございます。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

職員体制は最大の、失礼しました。新しい大都市制度における特別区の職員体制につきましては、現行の体制を前提とするのではなく、ゼロベースからあるべき姿を目指すこととして設定しております。その際、特別区が担う権限は中核市並に、が基本となるため、東京特別区ではなく、実際に中核市として行政運営を行っており、大阪の都市圏にあり、人口密度が似通った近隣中核市をモデルとして選定し、これらの平均をベースとして特別区の職員体制を検討したものでございます。昼間人口を考慮すべき事業としましては、交通や下水道などが考えられるところでございますけれども、今回のパッケージ案では広域等で担うものとして位置付けられておりますことから、特別区の職員体制を検討する指標としては採用していないところでございます。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

東京特別区をモデルとしますとですね、どの特別区を選ぶかによっても数字は変わるかと思えます。しかし、このパッケージ案よりは絶対に多い、もっと多くの職員が必要という試算が、結果が出るんではないかということだけ、今の時点では指摘をしておきたいと思えます。

それからご答弁にありました交通・下水道は東京でも都が担っておりますので、東京特別区と比べることが何ら問題はないと考えております。更にですね、大阪市は東京23区よりも昼間人口の比率が高い都市であります。そういう意味でもですね、近隣中核市5市の平均モデルというのは全く実態に合わないということを申し上げておきたいと思えます。

そこでですね、特に1点目にもいいましたように、福祉部門、子ども施策部門ですね、この人員が足りないじゃないかと一見して明らかというふうに思えます。その点を指摘したいのとですね、そういう不十分な設計でもですね、27年の再編時には5区案で500人、7区案で2200人の非現業職員が不足するという案、パッケージ案になっております。これらについてどう考えておられるのか、お聞きを致します。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答え致します。特別区の職員体制は実際に中核市としてサービスを提供している近隣中核市をベースに民生・衛生など分野ごとに、部門ごとに算出して設定しておりまして、基礎的な住民サービス部門を含め、必要な配置数案を提示したものでございます。また、非技能労務職員のトータルとして不足することへの対応策と致しましては、パッケージ案の中でモデル1・2としてお示ししております通り、技能労務職員の事務職員等の転任や再任用職員の活用など、出来る限り新規採用を抑制する方向で考えているところでございます。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

職員体制の最後にですね、支所についてお聞き致します。現行の24区単位で支所を置くということになっておりますが、その人員については考慮されているとはいいがたい、そう読み取れないと思いますが、この点いかがでしょうか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

会長。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答え致します。モデルとした近隣中核市においても窓口サービスを提供する支所を6~19ヶ所設置しておられます。この業務を担う職員はモデルに含まれておりますと共に、特別区支所に併設致します福祉事務所、分室ではありますが、保健センターにかかる職員は民生・衛生部門において別途配置していることから、支所の設置は可能であるというふうに考えております。以上でございます。

(長尾委員)

会長。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

今、近隣5市ですね、支所は6ヶ所~19ヶ所設置ということで、試案1のあ職19にもそういうことが載っておりますが、はたしてこのパッケージ案で示されております大阪の場合の支所の機能ですね、これと同じ機能の支所が置かれているのかどうか、私は置かれてないと多分思うんですが、それで算定されているといるのがおかしいというふうに思

います。

更にですね、民生・衛生部門は別途カウントしてますというご答弁についてもですね、1ヶ所で、現在政令市、大阪市として1ヶ所で機能を果たしているのと分割するのでは効率、必要な人員体制は違うということだけ指摘をしておきたいと思います。

(中村委員)

会長。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

はい。今まで長尾委員から質問させていただきましたが、この後、財産債務の承継案等はですね、私の方からお尋ねをしていきたいと思います。ただ残念ながら私とこ37分ですから、22、3分でもう終わらないかん、本当に時間がないもんですから、どうしてもやれない部分については、また次回に回させていただきたいと思います。

まず財産債務の承継であります、今回のパッケージ案では行政財産と確定債務は新たな事務分担案に基づきまして、財産の所在特別区、または新たな広域自治体に承継する。普通財産は所在特別区に承継をする。地方債と財政リスクは新たな広域自治体に承継すると、このようになっております。この結果、市民の税金で積み上げてまいりました多くの市民の財産、例えば美術館の美術品というようなものがですね、新たな広域自治体へ移管されることになっていくわけでありまして、将来府民全体の利益として新たな広域自治体において処分されてしまう可能性もあります。こうした可能性が危惧される中で、新たな広域自治体へ承継される、特に金融資産である貸付金や出資金・債権、こういったものはですね、府が買い取るべきではないかという考え方もありますが、これについてはいかがでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

今回お示しさせていただいております新たな大都市制度案でございますが、今の大阪府・大阪市を前提にしたものではなく、大阪にふさわしい行政機構を白地から考えまして、

その最適化を図り、新たな広域自治体と特別区を作るものでございます。したがって、財産の承継にあたりましては無償を前提と致しまして考え方を整理したところでございます。また財産は市民の長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものでございます。したがって、新たな広域自治体への承継は、新たな事務分担案に基づくものが財務リスクをはじめ、債務承継に伴うものなど、新たな広域自治体が担う役割と密接不可分なものに限定し、また事務事業が終了した場合の財産の取り扱いでございますとか、債務解消後の残余財産につきましては都区協議会において協議を行い、その方向性を決定することとしたところでございます。

(中村委員)

会長。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

次にですね、この後は本当に維新のみなさんや公明党さんや自民党さんも少し触れられましたので、重なる部分があるかと思いますが、財産債務の承継に関する個別の課題です。基本的な考え方について、基づいて財産債務の承継を行いました場合に、例えば施設においてはその老朽度や規模などに違いがありますことから、各特別区に全ての面で公平に承継されるものではなく、5区案でも7区案でも様々な偏在が生じることとなります。とりわけ普通財産につきましては、今回のパッケージ案では人口1人当たりの土地面積で特別区間の格差が最大18.1倍というようになるなど、大きな格差を生じているわけでありますが、このような問題はどうかお考えでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

繰り返しの答弁になりますが、パッケージ案では住民が身近なところで地域の实情に沿った活用法を決定していただけるよう財産承継案を提案させていただいたところでございます。結果、普通財産の問題が生じますことから、やはり特別区が財産活用に取り組みますインセンティブを残しつつ、実質的な格差を埋める仕組みについての検討が必要である

とお示しさせていただいたところでございます。今後協議会でのご議論を踏まえまして、普通財産の偏在による格差を埋める仕組みにつきまして検討を進めてまいります。以上です。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

大阪市からの債務の承継に伴いまして、新たな広域自治体で財政規模に比べて大きな負債であります発行済みの市債を抱えることになっておりますことや、パッケージ案にあります財政調整のスキームの中で、債務を返済するための財源が安定的に確保されるのかといった問題についても少しお尋ねしたいと思っております。財政リスクについてもですね、新たな広域自治体が管理するということになっておりますが、いつ顕在化するかもわからない財政リスクを抱えることについて、本当に問題はありますか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

発行済みの大阪市債、約3.3兆円もございしますが、これにつきましては新たな広域自治体に一元化して承継・償還することとしたところでございます。その償還財源につきましては、財政調整財源等で負担することとしておりますことから、地方債の償還につきましては支障なく行えるものと考えております。なお、その前提となります財政調整制度につきましては、今後も事務分担や税制改正、また地方財政対策の動向等の状況変化も踏まえまして、出来るだけ短期スパン、概ね3年程度と考えておりますが、検証してまいりまして、必要に応じて見直しを行うということにしておりますことから、償還に必要な財源は安定的に確保出来るものと考えております。また財務リスクにつきましては、新たな広域自治体で管理することに伴いまして、その引き当て財源としまして市の財政調整基金を承継するなどの手当を行い、それでなお引き当て財源が不足する場合には、都区協議会で協議して対応することとしております。以上でございます。

(中村委員)

会長。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

先程も少しお尋ねがあったと思うんですけども、偶発債務のリスクが顕在化した場合にはですね、財政調整基金で対応するというものでありますけれども、この基金が 1 1 0 0 億円、財務リスクのですね引き当て以外にも特別区の不足財源の手当がと、こうなっているわけですね、リスクはオーク 200 だけでも 6 8 0 億円、特別区へのですね、セーフティーネットも行いながらこういう財務リスクの引き当てまで、本当に可能なのでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

新たな広域自治体へ承継することとしております財政調整基金の、平成 2 5 年度末におけます残高の見込額は 1 1 3 8 億円でございます。一方、将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念されるものとして公表されております財務リスクの内、今後債務が発生する可能性がございます偶発債務としてアジア太平洋トレードセンター他、合計 3 社でございますが、3 社の借入資金に対する損失補償が合計で 3 8 6 億円ございます。これに現在係争中のオーク 200 にかかりますリスクを併せた場合、総額で 1 0 6 5 億円となります。また、この 3 社に関します損失補償につきましては、引き続き計画通り適切に債務返済が行われれば、平成 2 7 年度までの 2 ヶ年で約 3 0 億円減少すると共に、平成 2 7 年度以降も毎年約 1 7 億円ずつ減少することとなっております。余力も生じますことから、対応は可能と考えております。以上でございます。

(中村委員)

会長。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

はい。再編によりまして、特別区がスタートした場合に、当然各区で独自性を発揮していくことになるわけですが、財政状況の厳しい特別区におきましては、債務の返済に追われまして独自施策を実施するための財源を捻出することが出来なくなる可能性はあります。先程新たな広域自治体へ承継される債務につきましては財源は確保されているというお答えでありましたけれども、一方で特別区が処理することとなっている債務についてはですね、これは問題なく処理出来るのでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

再編にあたりまして、特別区に承継致します債務につきましては、工事請負契約等の既に確定している債務など、新たな事務分担案に基づきまして承継されるものに限定されており、その財源が新たな事務分担案を踏まえ設計されます財政調整制度により確保されることと考えております。なお、新たに発行する地方債にかかります償還財源につきましては、毎年減少する既発債、いわゆる既に発行された起債でございます。既発債の償還財源に当てていた財源を持ちまして、新たな起債の償還や独自施策などの財源に充当することが可能と考えております。以上でございます。

(中村委員)

会長。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

私とこの持ち時間がですね、もうありません。ですから財政調整案でありますとか、あるいは大阪版の都区協議会、それから法改正事項、特別区設置に伴うコスト等ですね、それから全体、これを通じて全体的な我々の考え方、次回にお尋ねをしたいと思います。以上で終わります。

(浅田会長)

それでは最後に共産山中委員の方からお願い致します。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

大変お疲れだと思いますけれども、最後です。よろしくお願い致します。私たちは一貫して、統治機構という形の問題よりは、やはり市民の暮らしがどうなっていくのかという中身が一番大事だということを申し上げてきました。その観点からお伺いを致しますけれども、やはりこのパッケージ案を見せていただいてわかってきたことっていうのは、特別区になれば、ニアイズベターなんだとか、市民サービスよくなるんだということがいわれてきたけれども、それは絵空事だったということが随分見えてきたんではないかというふうに私どもは思っています。

まず、特別区の裁量経費の試算というのが出ています。全ての特別区において、住民が施策選択出来る裁量経費を配分ということで、そういう試算が出ていますけれども、この裁量経費を特別区ごとに見せていただくと、まずその前に平均で1人当たり4万6000円、特別区ごとに見ると1案のD区では4万円というそういう金額になっています。この財政調整の一番最後に出てきます府内の市町村の裁量経費を見てみますと、最も高い摂津市が約10万円、主なところでは豊中市の6万3000円、吹田市の6万2000円などと比べても、中核市並の権限といいながら非常に見劣りがするというふうに私は思いますけれども、このあたりはどのように認識しておられるでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。大都市制度担当課長白波瀬。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

裁量経費の府内都市と特別区の数量、数値を比較されていると思いますけれども、数値の算定方法につきましては、特別区は一般会計ベースで算定しておりますのに対し、府内都市につきましては普通会計決算を用いて算出するなどベースが異なっておりますため、

一概に数値を比較することは出来ません。協議会資料で府内自治体の数値を記載致しましたのは、都市間の裁量経費の格差を比較するものとして、例えば最も裁量経費の多い市と少ない市の格差が特別区間同士の格差と状況と比べてどうなのかを参考にさせていただくことを目的としたものでございます。以上でございます。

(山中委員)
会長。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)

格差がこの大阪府内の他の都市の格差に比べて、特別区間の格差がどうかという考え方というのは、やっぱり本当に形の理論だと思うんですね。中身を見ようと思えばやっぱり裁量経費を他の市町村と同じベースで出した上で、それが他の市町村なんかと、どうなのかということ、何が出来るのか、本当にここでいわれてるように、全ての区が施策を選べるような、そういう裁量経費が生まれるのかどうかということの中身として見なければならぬんじゃないかと思います。お手元に資料2というのをお配りしてると思うんですけども、これ、そのようにこの裁量経費は大阪市のものは他の市のものとはベースが違うというご説明でしたので、昨日お聞きしたところでは、一般会計と普通会計の決算のベースでいっているということで、大阪市の場合は、これ、生活保護費等加算も加味して計算しているんですというご説明でした。それで、抜いて計算をしてみました。資料2の というところの数字がこのパッケージ案に出てくる裁量経費です。この中から生活保護費等加算を抜きました、ごめんなさい。生活保護費等加算を加味した上で、ごめんなさい、抜いた上で というのを作りました。これで見ましてもね、市内の平均が5万3114円ということで、やっぱり府内の市の平均より僅かですけども劣るわけです。区ごとに見るとD区の場合は4万4000円ということで、やっぱりこれはもう少ないということには私は変わりはないと思うんですけども、重ねていかがですか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)
会長。

(浅田会長)
白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、先生お示しの資料につきましては、特別区の方は一般会計ベースで、府内都市間につきましては普通会計ベースということで、ベースが異なっておりますので、単純に数字の比較はできないものと考えております。以上でございます。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

肝心な比較だと思しますので、ぜひなさるべきだというふうに思います。しかもですね、裁量経費というふうに一般的にいいますと、あたかもこれが裁量で自由に使えるお金というふうに聞こえがちですけれども、この中には公債費だとか人件費も含まれていて、まるまる自由に使えるものではないということもはっきりさせておかなければならないというふうに思います。この裁量経費の中に含まれる特別区全体の公債費と人件費というのはどれぐらいになりますでしょうか。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

会長。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

パッケージ案ではですね、裁量経費は特別区長が将来にわたってマネジメント出来る経費として算定しておりまして、その中には人件費や公債費も含まれると資料の方にも書かせていただいております。ただこれは時間軸を設定しますれば、他の施策への振り替えも可能でございます、特別区長の施策選択の余地があるものとして整理しているところでございます。なお、平成23年度決算の数値の中におきましては、交際については特別区分の公債費1495億円から基準財政需要額921億円を差し引いた574億円と試算しているところでございます。なお、人件費につきましては基準財政需要額の算定が直ちに出来るものではなく、試算しておりません。以上でございます。

(山中委員)
会長。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)

今お答えいただいたように、この裁量経費の中に、特別区全体として見た時に、公債費が574億円含まれていると、特別区の裁量経費総額が1233億円ですから、47%が23年度決算ベースですが、公債費であると、ですから659億円しか残らない上に、更にそこから今の金額がちょっと出せないというふうにおっしゃいましたけれども、人件費ですね、基準財政需要額に算入されない人件費も支出をされていくわけです。これだけ義務的な支出があるということをおし上げておきたいと思います。その上、先程から議論がありますけれども、ランニングコストは増えていきます。その問題では、ちょっと重複しますけれども、人件費はこのパッケージ案では何か削減効果を生み出すもののように描かれていますけれども、特別区立ち上げの後というものは、相当の間は逆に人員は増にならざるを得ないと思うんですけれども、重ねていかがでしょうか。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)
会長。組織体制担当課長小林でございます。

(浅田会長)
小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答え致します。今回の配置数案は現行の体制を前提とするのではなく、適切な職員体制とすることを基本として、実際に中核市としてサービスを提供している類似団体を参考に算定をしたものでございます。その結果、移行時におきまして府市トータルで7区案では非技能労務職員2200人の不足が見込まれており、対応策として技能労務職員の事務職員等への転任や再任用職員の活用など、出来る限り新規採用を抑制する方向で考えているところでございます。また、再編初年度にかかる人件費には7区案において対応策としてお示ししておりますモデル1・2で算定致しますと、それぞれ約140億円、約156億円と見込まれておりますけれども、これらの費用につきましてはA B項目や人件費の将来にわたる削減効果等で十分吸収出来るものと見込んでおるところでございます。なお、5区案の場合はトータルの職員数は充足しているところでございます。以上でございます。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

そういうことですね、7区案であれば、あ職29・30にあるように、27年度当初には2203人という職員はもう手当てしないといけないということです。そちらがこの中でモデルをいろいろとされて140億とか156億とかっているんな試算をされていますけれども、もう一つの考え方として素直に掛ける800万をすれば176億円という、そういうことが考えられるということだと思います。いろいろな削減効果でとおっしゃいましたけれども、ちゃんとこれはランニングコストとして増えることは間違いないわけで、削減効果はコスト、効果として見込んでおられるわけで、まあそれはちょっと詭弁ではないかなあというふうに思います。つまりこの人件費というものもパッケージ案にはコストの増として見込まれておりませんけれども、この案の中で既に示されているシステムのランニングコストだとか庁舎の借り上げのお金だとか、行政委員会などの費用、そういう先に、既に示されているランニングコストに加えて、私どもの計算、その176億でいいますと、ランニングコストっていうのは306億円にのぼると、市民1人当たりで考えたら1万1500円というコスト増となるということだと思います。先程も裁量経費が中核市並というわりには非常に乏しいということにも加えて、かなり窮屈というか、むしろもうたちまち財政危機に陥るのではないかと、今そういうことさえ思わざるを得ません。

その上、こうした窮屈さと同時に格差をどう捉えていくのかということがあるというふうに思います。今申し上げてきました裁量経費の格差についても、私どもいろいろな問題があるというふうに思っています。普通交付金は一定特別区の実情に応じてこう振り分けているようですが、特別交付金の振り分けについては、かなり何か恣意的に振り分けた上で格差を小さく見せている問題だとか、いろいろあると思いますが、それは次回以降にさせていただきます。

やっぱり格差という点で、これはとんでもないといわざるを得ないのは、まず普通財産の格差です。1人当たりの普通財産の格差が、何と39倍にのぼるといふ、これは本当にもう目茶苦茶な話だと思います。先程から議論ありましたけれども、これまででさえ未利用地の売却や基金を取り崩して収支不足を補ってきたわけで、特別区でもこの配分された普通財産を処分せざるを得なくなるということは当然あり得ると思います。普通財産の乏しい特別区は一体これどうしていきのかということ、特に私はE区という一番少ないところですので、本当に思わざるを得ないわけですがけれども、この格差を埋める仕組み、先程から検討する、検討するとおっしゃってますけれども、一体本当にこう特別区に分けて

しまった後で、調整が出来るのかって非常に疑問です。どんな仕組みが考えられるんでしょうか。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

会長。資産調整担当課長井上。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

繰り返しの答弁になりまして、恐縮でございますが、財産につきましては長年にわたりまして、市民の皆様が築き上げてきた貴重なものでございます。パッケージ案では住民が身近なところで、地域の実情に沿った活用方法を決定していただけるよう、財産の承継案をお示しさせていただいたところでございます。格差を埋める仕組みにつきましては、今後協議会でのご議論を踏まえまして検討を進めてまいります。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

はい。確かにね、その本当にそれぞれ独立した特別区にしていこうと思えば、おっしゃるようにそこに合わせて普通財産も分けていかざるを得ないというふうに思います。その上で、しかし、格差あまりにもひどいアンバランスは埋めないといけないということが出てくると、これは私どもずっと都構想の話が出てきた時からこの議論をさせていただいているけれども、この埋め方っていうのはね、なかなかこういうことが考えられるっていうのは出てこない、それはね、無理だと私は思うんですよ。テクニク的にもすごく難しい、じゃあどういふふうに一旦その、この特別区に分配された普通財産をもう一度みんなのものと考えてどうするのかと、テクニク的にも非常に難しいですし、そういう技術的な問題だけではなくて、基礎自治体、もう本当に先程からいわれているように、自律的で自主的な基礎自治体だという、そういう精神を貫いていこうとすれば、一旦分配をされてこれが自分たちの財産だというものになったものを、また何か都区協議会で取り上げられるとか、都区協議会でどういう議論になるかわからなくて、この普通財産をどう考えたらいいのかわからないという、そんな基礎自治体はあり得ないわけで、テクニク的にも無

理ですけれども、やっぱり理念からいっても、この普通財産のアンバランスを調整していくってのはかなり難しい話だというふうに思うということを申し上げておきたいと思えます。

併せて行政財産である、これも私どもずっとこう、危惧を申し上げ続けて来ましたが、市営住宅の偏在についても、本当にこれも問題だというふうに思います。これは特別区間のアンバランスについては、パッケージ案の特別区の姿の4ページにある通りです。私たちは市営住宅って、市民生活の本当に深く関わりのあるもので、これがどうなっていくのかっていうのは注目をしてきました。もしも仮に特別区に分配、それぞれ分類されるようなことになれば、例えばこれが担当部局の人の中でこういう心配する人がいるんですが、例えば今度でもA区は4000戸弱ということになりましたけれども、そういうところでは結局スケールメリットが働かなくて、維持管理あるいは必要な時期の建て替えということが出来なくなって、公営住宅が姿を消していくのではないかとということを心配してこられた方もおられます。実際に結局この特別区に分類をされてしまって、A区のこの4000戸弱という維持管理はどうなるのか、あるいは逆に3万戸近いという区もあるという状況になりました。このあたりのアンバランスってというのは一体どのように認識しておられるのでしょうか。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

会長。事務事業調整担当課長片岡でございます。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えします。この度の事務分担案では、公営住宅を含む住宅施策につきましては、各特別区の事務と整理したところでございます。なお、特別区間の公営住宅の偏在にかかる課題につきましては、法定協議会の議論も踏まえながら、関係部局と協議していく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

本当にこれは協議・検討が必要だと思いますけれども、申し上げたように普通財産にせよ、行政財産にせよ、やっぱり長年こう築いてきた財産をバラバラにするというのは非常に無理な話だというふうに思います。

次にですね、各庁舎の、各特別区の庁舎についても、もう何かかなりこう、取り繕いようなのないような状況だというふうな印象を私どもは受けています。とにかくその初期コストですね、イニシャルコストを小さく抑えるということから基本的に庁舎建設はしないということを前提としています。そのために中之島庁舎を活用出来ますよってことになってるA区は別ですけども、他の区は民間ビルを借り上げざるを得ないという、そういう設定になっています。この試算における必要面積の算出方法について簡単に説明していただけるでしょうか。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

会長。大阪府市大都市局まちづくり調整担当課長高橋です。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

ご説明致します。庁舎改修コストの試算にあたりましては、各特別区の部署ごとの人員や特別区の本庁舎の位置などが未定の中、平成27年度時点の職員体制案に基づきまして、職員を現在の区役所庁舎及び7ヶ所の工営所事務所にそれぞれ配置することを基本的な考えとしております。具体的には国の地方債同意基準を基に1人当たりの執務室面積を20平方メートル、各庁舎の延床面積に占める執務室の割合を70%と仮定すると共に、議会関連施設は中核市5市の平均から3400平方メートルと仮定致しまして、庁舎配置が、職員配置に必要な面積の試算を行い、現在の区役所庁舎及び工営所事務所だけでは不足する分は民間ビルを賃借すると想定し、算出致しました。以上です。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

はい。今ご説明いただいたように、職員が執務出来るところを70%に換算をし、それ

を20平米で割る、そこに活用するものは現在の各区役所とそれからいくつかある工営所など、市の保有施設、それで計算をされたということです。その現区役所ってというところは支所として、相当な事務ですね、228今区役所で行われている中の161については支所で担っていて、そこにあいたところは本庁機能を持って行くんでしょうし、それからその他の市の保有庁舎も使ってみて、足らずは民間ビルを賃借すると、そういうご説明ですね。

先程の資料の裏面ですけれども、試案1E区のちょっと、どういたしますか、資料を作ってみました。この東成区役所から4つの区役所、それから保健福祉センター、旧東工営所、これがE区の場合、対象となる建物です。E区の場合は24年4月1日の職員726人、立ち上げの時に職員は1881人というのが大都市局の案になっていますので、当てはめていきました。そうしますと、東成区役所は現在162の方が執務をしておられると、ここに立ち上げの時には175人の職員を計算に基づいて配置をする。現在よりプラス13人ですね。旭区役所はプラス26人、城東区役所もプラス26人、鶴見区役所はプラス101人を配置し、更に今は使っておりません保健福祉センターや旧東工営所に100人余りを配置をする。あくまでも計算上ですけれども、ということです。私これ計算してまして思ったんですが、支所の職員が一体どのぐらいになるのかわからないので、明確にはいえないでしょうけれども、例えば東成区役所でプラス13人増やすことが出来ますよっていった時に、そのうまいこと部署かたまりの本庁機能をその東成区役所に配置出来るかどうか、本当わからないと思うんですね。だからそういう意味では、この足らずとして借りることになっている2万1056平米というのは、もっと増える可能性もあるんじゃないのかなあってということも思ったりしています。いずれにしても説明しましたようにE区の場合は6つの区役所プラス市保有庁舎、足らずを民間のビルを借りるということになるわけです。このE区の場合は申し上げましたように、2万1000平米、小学校2個分のビルを借りないといけないっていう計算になっているわけですが、そういう適切なビルがE区に実際あるんでしょうか。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

会長。まちづくり調整担当課長高橋です。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

お答えします。今回お示した案はパッケージ案の一つとして、どれだけ庁舎改修のコストがかかるかというものを試算したものであります。したがって、民間ビルの庁舎につきましては今後協議会でのご議論により、制度設計の熟度が高まった段階で作業して

行くものと考えております。以上でございます。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

それはおかしな話だと思うんですね。ビルを借りる、民間ビルを借りるということを前提にこうして案を作って来られた。いざ、もし仮にですよ、それでいいよってなって、あたってみたらビルなんか、例えばE区っていうのは中心部だったらともかくね、このE区の中にそんな2万1000平米、適切なビルが、ちょっと私も心配だったんで不動産屋さんなんか聞いてみても、いやあ、そんなんおまへんでって言ったはりますね。もうこんなこんんでって言ったら、それやったら公園にテントでも張りなはれとか言われましたけれども、そういう状況があるんでね、何かこうぞんざい。そういうことが、目標があるのかないのかもわからないで、初期コストを小さく見せるために、いやあ民間のビル借りればいいんですわというこういう案というのは、非常に無責任だなあという気が致します。今申しあげましたように、小学校2個分のフロア、相応しいものっていうのはなかなか見つからなければ、このE区の場合は、何ヶ所ものビルを借りないといけないのか、見当もつかないってということになると思うんですね。6ヶ所の区役所と旧東工営所、東成保健センター、6ヶ所プラス、もう無数の貸しビルに庁舎が分かれていくと、市民のみなさんも本当に混乱されるでしょうし、ご不便でしょうし、これ、こんなことをして、区の所在地を協定書で決めないといけないと思うんですが、どこが区の住所っていうふうにするのが一体出来るのかということも思います。こういう姿で、これが本当に基礎自治体の姿だと、庁舎だというふうにいえるのかというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

会長。まちづくり調整担当課長高橋です。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

お答え致します。先程ご説明致しましたように、今回の試算としまして、現在の区の区役所庁舎及び工営所事務所を活用し、不足分は民間ビルを賃借するという基本的な考えの

下、コスト計算をしたものであります。今後、各施設、各組織の人員配置などの条件が固まってきた段階で、具体的な配置計画を検討していくこととなります。以上でございます。

(山中委員)

会長。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

はい。ですから微妙な人数なんかはこれからの配置で変わっていくでしょうが、庁舎の考え方はこういうことでいくってことなんです。やっぱりこれは基礎自治体としてのね、あるべき姿ではないというふうにいわざるを得ないというふうに思います。先日大阪市会の財政総務委員会で新潟と長岡に行政視察に行ってきました。長岡市ですけれども、大阪市と違って分割ではありません、市町村合併の結果ですけれども、三度にわたる市町村合併で、長岡の場合、本庁機能が7ヶ所に分散したっていうんですね。最初は長岡も同じような発想で、庁舎作らなくともやっていけるんじゃないかっていうことでやってみたけれども、やっぱり市民にとっても職員にとっても不便だということで、131億円かけて、人口28万ですけれども、131億円かけて庁舎が建設をされていきました。ですから庁舎なんてどうでもいいっていうと、何かこう聞こえはいいかもわかりませんが、やっぱり実際に出来上がった基礎自治体の姿を考えた時に、その10も越えるような庁舎が分散していて、一体どこへ行けばいいのか、市民のみなさんがわからないなんて、そういう庁舎の姿っていうのはあり得ないだろうというふうに思います。ですから結局、特別区を立ち上げようと思えば、庁舎建設はやっぱり不可欠だということに、私は本来ならざるを得ないというふうに思います。そうなれば、例えば50万人の東大阪市は先日庁舎建設に226億という数字が出ていましたがこれからはじき出す、あるいは住吉区役所の建て替え単価からはじき出すなどすれば、やっぱりこれだけで1000億を超えるということに、初期投資がなくなっていくわけです。

先程議論もありましたコンピューターシステムの改修なんか非常に大きなもので、こういうインシャルコストを捻出、とても出来ないから苦肉の策で作った案だとしかいえないうふうなふうに思います。先程冒頭の橋下市長の大阪市長でしたっけ、市長と市議員がなくなる以外に何かなくなるのかっていう問いかけに対して、自民党さんからは一体となって築いてきた行政サービスがなくなっていくんではないかっていう、そういうお示しの仕方ありましたが、それと関連をして、私はやっぱりこう、自前の庁舎もない、自前のシステムもない、あるいは普通財産の活用も、その自治体の判断ではやっていけないという、半人前の自治体になってしまう、まさにその求められている自主的で自律的な基礎自

治体というものは、大阪市域からやっぱり消えてしまうということが、このことで示されているのではないのかなあというふうに思います。いずれにしても財産の分割を見ても、庁舎の問題を考えても、この特別区への分割というものが、いかに非現実的であるかということが改めてはっきりしたのではないかということをお願い申し上げて、今日の質疑を終わらせていただきます。

(浅田会長)

これで本日予定の質疑は終了致しました。今後の協議会の進め方などにつきましては、9月27日、金曜日、午前10時から大阪市役所で代表者会議を開催致したいと思いますので、各会派代表者の方につきましてはよろしくお願い申し上げます。

(松井委員)

会長。ちょっと資料確認していいですか。

(浅田会長)

松井知事、どうぞ。

(松井委員)

今回の協議会に出てきました、自民党さんの、ちょっと資料の確認をさせてもらいたいと思います。

(浅田会長)

はい。

(松井委員)

僕は現在の府市統合本部がバーチャル大阪都ということで、考えてるんですけど、この資料の中にですね、大阪市がそのままでも実施される取り組みとして、A B項目、やればこれだけ効果があるじゃないかということで出てるんですけど、これ統合本部マターでもあるんですけど、これはA B項目はもう自民党さんとしては賛成ということでもいいんですね。

(花谷委員)

さっき答えたやん。

(松井委員)

だから、それやったらこういう資料はやめてと、これ答えてよ。どやねん。

(花谷委員)

さっき答えたやん。柳本さんが答えたやん。

(松井委員)

資料出してる本人が答えてよ、どうなの。会長、聞いて下さい。

(浅田会長)

どなたか。

(松井委員)

そういうのを二元政治ってゆうんですよ。二元政党、二元行政。どっちも答えられへん。府議会・市議会と一緒に名前挙げて、資料として提出して、どちらも答えられへんっちゅうのが一番行政のおかしいところです。再度答えてみて下さい。

(浅田会長)

柳本委員、何か発言ありませんか。

(柳本委員)

会長。議事録2回載せるのもったいないので、1回で留めさせていただきます。

(浅田会長)

2回載せるのもったいない。

はい、橋下市長。

(橋下委員)

今議論がこの節約効果とかですね、そういうことに集中してます。これはこれで必要だと思うんですけども、本来の目的である、要は特別区になって自治体運営が出来るのかとか、いろいろな議論、これも必要なんですけど、今のまんまでも補てん財源使って、もうダメなんですよ、大阪市もこのまんまでいったらですね。だから大阪一本化して成長戦略を、これ実現していきましょうよと、成長戦略を実現するのによりふさわしい組織はどうなんですかっていう、本来的な議論もきちっとやってかなきゃいけないと思ってます。

前回意義効果について、今節約効果にしか、ちょっと、これはもう、僕と知事案でそういうもの出したから僕らの責任ですからね、そういうところで議論がそういうふうに集中してしまってるんですけども、ちょっとその意義効果とか、そういうところについて、有識者で検討してもらいたいということを法定協議会の方に、これは提案させてもらいまし

た。この法定協議会は反対論の方がいらっしゃいますから、反対論の有識者も必要だからって思うんですが、ちょっと府市統合本部も含めてですね、知事・市長案のところにもうちょっと意義効果っていうものも、この議論を止めずに、同時並行でちょっと検討もさせてもらって、法定協議会の有識者にも見てもらいたいと思うんですけども。

(浅田会長)

それは、私のほうから発言しようと思っていたところです。前回みなさんおられますので、代表者だけちょっと残っていただいて、お話ししようと思っておりましたが、前回知事の、橋下知事の方から、あ、橋下市長の方からそういうご提案がありまして、代表者会議で諮ったところ、知事・市長、それから当局案が出てきてるわけだから、その評価、効果検証、効果評価に関しても知事・市長でやるのは当然だというのが代表者会議の結論でしたので、お進めいただいて、お進めいただきたいというのが代表者会議の結論でしたのでお伝えしておきます。

それでは本日の協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。次回、第8回の協議会は10月30日、水曜日に開催致しますので、よろしくお願い致します。